

17世紀の唐人墓

－考古学的研究の現状と課題－

田中裕介

1 はじめに

平安時代に九州の博多に唐人街が形成されて以来、中国人海商が列島に居住した歴史は長く、彼らが日本に伝えた石造物として「宋風獅子」や「薩摩塔」などが知られている。彼ら唐人は博多に居住地を持ち、現在の聖福寺の位置に墓地をつくったと伝えられているが、どのような埋葬施設や構造物を持った墓なのかわかってはいない^{註1}。実際に中国様式の墓地の実在が知られるようになるのは、鎖国政策が行われた17世紀の江戸時代になってからである^{註2}。そこで本稿は17世紀の唐人墓の実態を九州を中心に報告し、それにかかわる諸問題について検討するものである。

ここで中国様式の墓と呼ぶ遺構は必ずしも渡来した中国人の墓と同一ではない。研究の対象としている墓とは日本に伝えられた中国様式の墓地とくにその構造物を含む地上施設と、それにとまなう中国的な埋葬様式の地下施設のことである。碑文上から中国人の墓であることが明確でも、墓碑の形態や埋葬様式が日本的な場合には、この範囲に含めない。以下中国様式墓というときは、中国起源の形式を有する墓を意味し、「唐人墓」というときは、形式は中国式であろうと日本式であろうと中国人の埋葬された墓の意味でもちいる。

2 唐人墓の研究史

唐人墓への感心が芽生えた江戸時代から振り返っておこう。

名所としての唐人墓 唐人墓に関心がもたれるようになるのは江戸時代中期、18世紀も後半のことである。当時長崎には、オランダ船と並んで清朝の貿易船が来航していた。17世紀に長崎に寄港した中国人海商や乗組員たちは長崎市内に滞在雑居していたが、1689（元禄2）年には唐人屋敷に囲い込まれた。



写真1 唐人墓 肥後伊倉郭濱沂墓

いっぽう鎖国以前から長崎に来住し、1630年代の寛永年間に江戸幕府の鎖国政策によって日本に居住することを選んだ帰化唐人(=「住宅唐人」)も多く、長崎では彼らが信仰する崇福寺・福濟寺・興福寺などのいわゆる唐三寺が創建され、唐人墓地が長崎近郊の稲佐や唐寺の背後の後山に営まれた。これらの墓地は日本在来の中世以来の五輪塔や宝篋印塔などの石造墓碑とも、17世紀後半から盛行する日本近世の墓碑ともその形態が異なっていた(写真1)。

異国情緒にあふれた唐人墓の外観から、18世紀後半になると、蘭学者によって長崎のオランダ人墓地と唐人墓地が紀行文や長崎案内の書籍に紹介されるようになる。森中忠良『紅毛雑話』や司馬江漢『西遊旅譚』^{註3}などの1780～

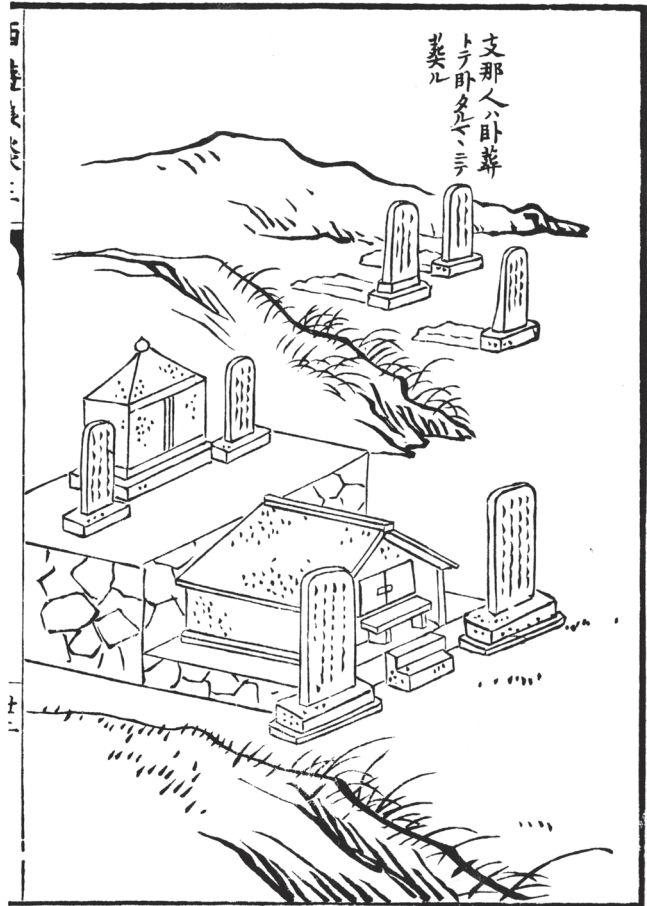


図1 司馬江漢の描いた悟真寺の中国人墓地『西遊旅譚』より

90年代天明寛政年間の書物の中では、長崎の名所としてオランダ人墓とともに絵入りで紹介されている(図1)。その後も広川^{かい}辨『長崎聞見録』(1800寛政12年出版)や1807～08(文化4～5)年に長崎をおとずれた田澤春房の『長崎遊覧図絵』にも絵図入りの紹介がなされている^{註4}。このような関心は蘭学者からはじまり広く国内の文人にひろがって行くが、幕末から明治への変転による長崎在住中国人の立場の変化と、日本人の中国人観の変化が、唐人墓地への関心を低下させ、長崎の唐人墓地の紹介は途絶えることになる。

顕彰としての唐人墓 幕末明治の混乱がおさまった明治も後半の20世紀になると、海外への窓口としてしられた長崎の歴史への関心が高まり、唐通事や渡来唐人の事績研究がおこなわれるようになったことから、かれらの墓地への関心が再び高まるようになる。古賀十二郎^{註5}、増田廉吉^{註6}、渡辺庫輔^{註7}など長崎の研究者が地の利をいかし、現地で墓地の調査を行い、碑文を中心に膨大な資料をのこしている^{註8}。さらに彼らの調査はその後『長崎墓所一覽』に結実する宮田安の仕事に引き継がれ^{註9}、彼らの資料に使った李獻璋のすぐれた研究も現れた^{註10}。そこでは長崎に居住した、中国人を祖先とする人たちの事績の調査と顕彰が意図されていた。

こうして長崎における唐人の歴史、とくに彼らの墓地の有無、所在、碑文の特徴などが明らかにされていった。しかしこれらの墓地調査は、長崎市を彩った唐人および唐寺の事績と歴史を補足するために行われた銘文調査が中心であり、墓地の様相、墓碑の形態やその変遷などの考古学的関心には、発展しなかった。

歴史研究としての唐人墓 いっぽう中世から近世にかけての東アジア海域史研究の高まりのなかで、唐人の墓地への関心が生まれ、長崎市菩提寺の唐人墓の被葬者に関する李獻璋の研究^{註10}、玉名市伊倉の唐人墓群の被葬者に関する中島楽章による研究^{註11}は、唐人墓の被葬者が近世初頭の朱印船貿易家であることをあきらかにし、さらに宮崎県飴肥市と都城市に残る唐人墓の研究が中島氏^{註12}と佐々木綱洋氏^{註13}によっておこなわれ、医師として大名に仕えた唐人の事績を明らかにした。とくに佐々木氏は都城市内の帰化唐人墓地の現地調査をおこない、その現存を報告して唐人墓研究は唐人町研究の一環となる重要な資料であることを指摘した。

墓碑研究としての唐人墓 こうした史料による追跡の一方、渡来唐人の墓地が九州各地に残されていることは、それぞれの地元ではよく知られていた。1970年代に熊本県玉名市とその周辺に所在する3基の唐人墓への関心が高まり、伊倉謝振倉墓と天水町林均吾墓の発掘調査が田添夏喜率いる玉名高校によって行われている^{註14}。特に謝振倉墓は墓碑のみならず埋葬施設を発掘調査した現在でも唯一の例であるが、しかしこの研究は当時墓地の調査をおこなっていた長崎の研究者との接点がなく、そのご孤立した研究として忘れられてしまうのである。

長崎における唐人の軌跡を墓地の分布と変遷をつうじて追及する試みは、1990年代になって長崎所在の唐人墓地を総括的に扱った坂井隆の研究^{註15}を嚆矢とする。坂井は長崎市内の唐人墓地の分布と全体像を墓地の構造物に注目して考古学的観点から調査し、①まず長崎市街及び郊外の唐人墓地の分布を検討し、A長崎外町郊外の中島川流域の春徳寺墓地の東海家墓地、西山墓域の魏之琰墓地。B長崎外町外縁に立地する興福寺、崇福寺、福濟寺、皓台寺、C長崎対岸の稲佐悟真寺とその周辺の墓地、さらにD長崎郊外深堀の菩提寺などに唐人墓地が分布し、いずれも近世仏教寺院の管理の下に置かれていたことに注目した。②また墓の形態を、亀甲墓系、蒲鉾型墓形、石塔墓系と分類したうえで、悟真寺の唐人墓地の変遷を明らかにし、第1期（1627年～1688年）、第2期（1739年～1844年）、第3期（1852～現在）に編年したうえで、第1期の墓が中国風の墓であるにもかかわらず日本年号を用いること、それらの墓地が中国東南部に起源することを指摘した。また坂井は日本と琉球の中国様式の墓地を中近世のアジア華僑研究の一環として位置づける必要をとき、同じ様式の墓が、ベトナムやジャカルタなど古くから華僑が進出した地域に存在することを示した^{註16}。

そのご筆者らは九州各地に残る唐人墓を網羅的に実測調査し、その成果の一部をまとめた^{註17}。そのなかで日本国内の中国様式の墓地の分類と所在、および主要な墓地の調査報告をのせ、中国東南部特に福建省を中心に分布する、かつて坂井が亀甲墓系と呼んだ特異な形態を、華南様式の墓地とよび、その様式は民族の垣根をこえて伝播する汎用性をもつこと、九州の初期唐人墓では風水思想^{註18}にもとづく選地が行われていること、17世紀の唐人墓における日本年号使用の問題と出現当

初の中国様式墓への中国系工人の関与の問題などを指摘した。

以上のように研究史を振りかえってみると、碑文の研究から、墓碑や墓地の形態へと調査の幅が広がってきたのは、1990年代以後のことであることがわかる。それ以前の1970年代に熊本で偶然唐人墓が発見、発掘されていたのだが、この研究はほとんど孤立して忘れ去られていた。その後も東南アジアの考古学研究の蓄積から養われた目で長崎の唐人墓を評価した坂井隆の研究がおこなわれたが、ほとんど続く研究はみあたらない。

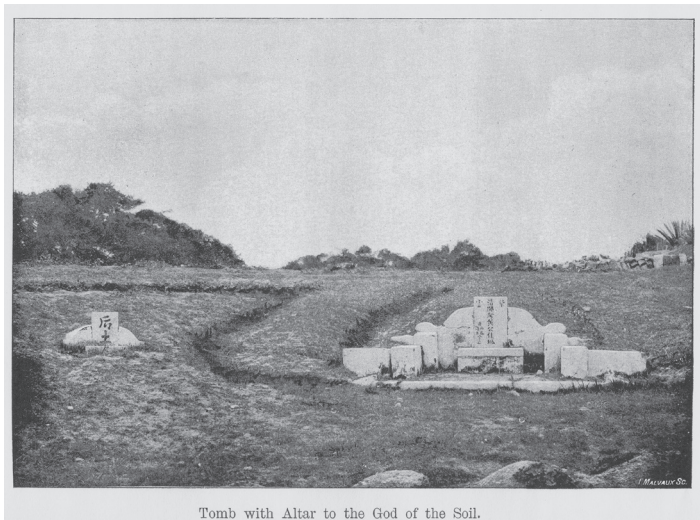
以下本稿では17世紀に江戸幕府の施政下に中国から伝播したいわゆる唐人墓にかかわるいくつかの問題を俯瞰しよう。3では日本における中国様式墓の特徴を概観し、4ではその分布と伝播の状況をたどり、5では形式分類と変遷を検討した上で、6～7で日本における中国様式墓の起源と年号の問題を考える。

3 中国様式墓の特徴

中国様式墓は地下に葬られた埋葬施設と地上に設けられた地上施設に分けられるが、ここでは調査例の少ない地下埋葬施設についてはのちに述べ、地上施設をさきにあつかう。

日本に存在する中国様式墓は中国の明代墓地様式にたどることができる。江戸時代の大名など一部の儒教とく朱子学の家礼をもとにつくられた儒墓^{註19}をのぞくと、ほとんど中国南部沿海部の福建省南部の中国人墓—ここでは華南様式と呼んでおこう—に由来する。その構造的特徴は以下のとおりである。

華南様式の墓地 この墓地は19世紀末、オランダ人中国学者デ・ホロートが紹介した福建南部の墓地様式(写真2)であって、風水思想をもとづく墓地として知られている^{註20}。その特徴を整理すると「墓耳」とよばれる上部を波形にした石板を両脇に伴った墓碑石を中心に、背後に長円形の「墓丘」を石造あるいは漆喰などで作り、手前には供物台となる「墓桌」と前庭



Tomb with Altar to the God of the Soil.

写真2 福建南部の墓(デ・ホロート『中国の宗教制度』より)部に向かって開くように鍵型に展開する側壁、背後には外周施設として壁あるいは溝をΩ形にめぐらす。何より奥を高く手前を低くする独特な形態をとる。これは本来斜面に作る設計思想に由来する。福建省を中心に類似の形式は浙江省まで広がっており、ここでは華南様式の墓地と称する。外周施設や墓碑の形態は中国のほかの地域の例や「朱子家礼」にもとづく墓上施設とは異なっており、

風水思想の影響が著しい墓制である。

最も重要な特徴は墓地の立地であり、下方に川の流れる谷を見下ろす緩い斜面に墓碑の正面を下に向けて設置し、前庭を下方に向かって開放する。斜面を平坦面に改造して作ることをせず、そのため前庭部から墓碑さらに墓丘がおかれた全体が斜面になっている例が多い。これは下方の谷から上がってくる「気」を墓地の構造物全体で受け止めるという風水思想に基づく立地である。またそのような場所は墓地ごとに風水師によって占われるので、父子兄弟が同一場所に埋葬されるとは限らず、一族墓地を形成しない傾向がある。

以下に日本列島の中国様式墓の形態的特徴を中国東南部の中国人墓と比較しながら整理しておこう。

A 地上構造物（図2）

日本の中国様式墓の特徴 明末に日本列島に渡来居住したいわゆる唐人の墓の特徴は、①立碑形式の石製墓碑を墳丘の前に建てること。②墓碑正面の碑文の構成は、中央に名を先に姓を後にして「～公墓」の形式で記載し、その右に年号を、左に墓碑の造立者の名前を記し、碑面の上部に出身地を記載することが多いこと。③墓碑の背後には墳丘をつくり、それが石

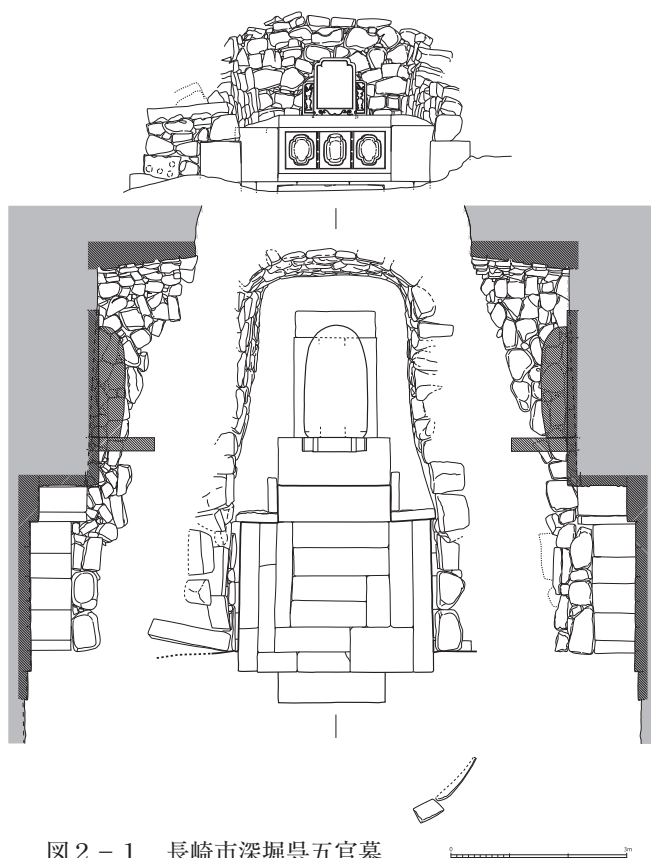


図2-1 長崎市深堀呉五官墓

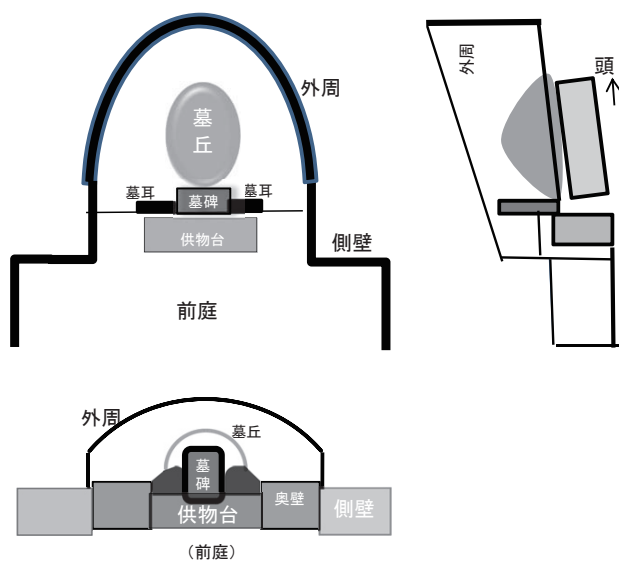


図2-2 華南様式の墓地模式図

製の蓋石（円形、長円形あるいは方形）に変化する場合もあること。④墓碑の両側には波打ち形の墓耳あるいはそれが退化した脇石をそなえる。⑤墳丘の周りには半円形あるいは馬蹄形の土手あるいは石垣をめぐる外周施設を設けること。⑥墓碑の前には供物台をおいたり、石段及びコの字形の石垣で囲った前庭を作り、その両側を側壁ではさむこと。⑦さらに墓地全体が水平面に構築されるのではなく斜面に作られているので、手前が低く、奥が高くなるように構築されていることである。以上を図示すると図 2-1、2-2 のようになり、各部位の呼称はさまざまであるが、さしあたり表 1 のように整理した。

以上の特徴は中国華南地方の墓地様式の影響を強く受けていることは明白である。華南様式の特徴は墓碑と蓋石の背と周囲に半円形・馬蹄形の区画を構築し、前面に方形の前庭と側壁を設ける④と⑤の特徴にあり、さらに墳丘の代わりに蓋石をおくことにあり、時には蓋石を漆喰でつくる。さらに墓碑の両脇の波形の造形をもつ墓耳も特徴である。以上の①～⑦の特徴は華南様式の墓制を判別する指標となる。

琉球の亀甲墓の特徴 これに対して沖縄で亀甲墓^{かめこう}と呼ばれている中国様式の墓は、九州のものと大きく異なっている（図 3）。大きな違いは墓碑の有無と埋葬施設の相違である。琉球の亀甲墓には墓碑や供物台は基本的になく、埋葬施設も地下施設ではなく正面の墓室内に洗骨した人骨を容

表 1 華南様式の墓地の構成要素の名称

部位の説明	中国亀殻墓	琉球亀甲墓	九州の唐人墓	本稿
碑文のある中心の立碑	墓碑	(なし)	墓碑、墓誌石	墓碑
立碑の両脇に据える曲面のある脇石	墓耳	(なし)	脇石	墓耳
墓碑背後の墳丘状の土盛りあるいは蓋石	墓堆・墓亀・墓墳・墓土	亀甲	蓋石	墓丘
墓碑の前のテーブル石	墓桌	(なし)	供物台・祭壇	供物台
墳丘背後の半円形の区画施設	墓囲・墓山・砂手、墓廡	マジョーマーイ 屋形まわり	馬蹄形の囲い・石壁	外周
墓碑前面の広場：礼拝空間	墓庭	ハカナー 墓庭	前庭・(墓庭)	前庭
前庭を取り囲む方形で左右にL字と逆L字の屈折を持つ。	墓手	ステイシ 袖石	側壁	側壁

以下の文献を参考にして作成した。

中国亀殻墓：①周星（何彬・小熊誠訳）1996「椅子墳と亀殻墓」『南島文化』18 沖縄国際大学南島文化研究所

②中島楽章2009「有明海の福建海商」『日本歴史』736 吉川弘文館

琉球亀甲墓：福島駿介2007「建築学から見た銘苴古墓群」『銘苴古墓群 重要遺跡確認調査報告書』那覇市教育委員会

九州唐人墓：①坂井隆1996「港市長崎の考古学」『東南アジア考古学』16 東南アジア考古学会

②坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会

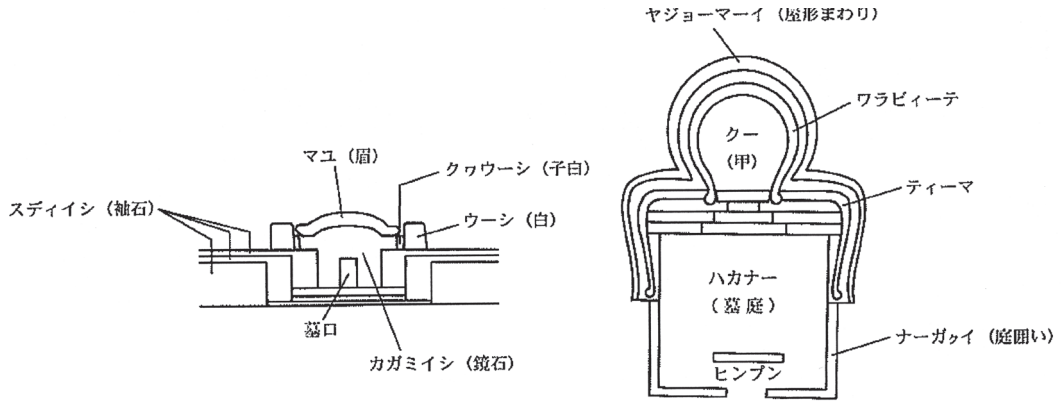


図3 沖縄の亀甲墓の模式図（『銘苅古墓群』P158より）

器に入れて多数埋葬する形式である。地上施設である墓丘とそれを取り巻く「墓手」といえる両側の袖石のみを中国様式の墓地から取り入れている点から、華南様式の特徴ともいえるべき墓碑や供物台などの中心的施設が実は抜け落ちているのである。また、ヒンブンや庭囲いの設置は風水思想に反している。ようするに琉球の亀甲墓は伝統的な琉球の墓制をとどめたまま、外見の部分に華南様式の要素をとり入れた墓地であるといえる。

B 地下構造の特徴

日本の唐人墓 まず中国での埋葬施設は長方形木棺に伸展葬で葬ることを基本とし、デ・ホロートの研究によれば頭を高い位置に置く、つまり墓全体の奥に頭を手前に足を向ける姿勢で木棺を埋葬することになる。墓碑はその手前に位置することになる。日本の例としては実際に熊本県玉名市謝振倉墓では、木棺は斜面に位置し等高線に直行する方向で人骨の頭位は高い方を向いており、デ・ホロートの記述と一致する^{註21}。謝振倉墓のもう一つの特徴は1基の墓地に対し夫婦と推定される男女2体の埋葬をおこなっているにもかかわらず、墓碑は夫たる男性名のみ記載がある1点しかないことである。最初期の日本の唐人墓には中国の在り方がそのまま待ちこまれていると考えられる。いっぽう日本の仏教的墓地様式では夫婦の埋葬はそれぞれ墓碑としての供養塔をたてるのが一般的で、夫婦の埋葬を夫の墓碑で代表させる葬法はない。また地下深くに墓壙を掘り下げ埋葬するのではなく、棺を墳丘で覆う程度の浅い位置への埋葬方法が華南様式の墓では多く、日本でも事実謝振倉墓では浅い位置において漆喰郭と木棺が発見されている^{註21}。

琉球の亀甲墓のみならず九州の中国様式墓が、以上に整理したような中国の華南様式の墓地形式に由来することは、長崎の墓地については坂井隆^{註15}が、熊本玉名の墓地については中島楽章^{註11}がすでに指摘しているが、戦国時代1567年の明による解禁緩和以来日本列島に現れた唐人の出身地が福建省を中心とする点から考えて日本に伝播した中国様式墓が華南様式であることは、必然であろう。いまのところ漢籍を通じて受容した江戸時代の武家儒教墓の様式を除いて、17世紀に渡来唐人の墓地として造られた墓はこの華南様式に限られるといえる。

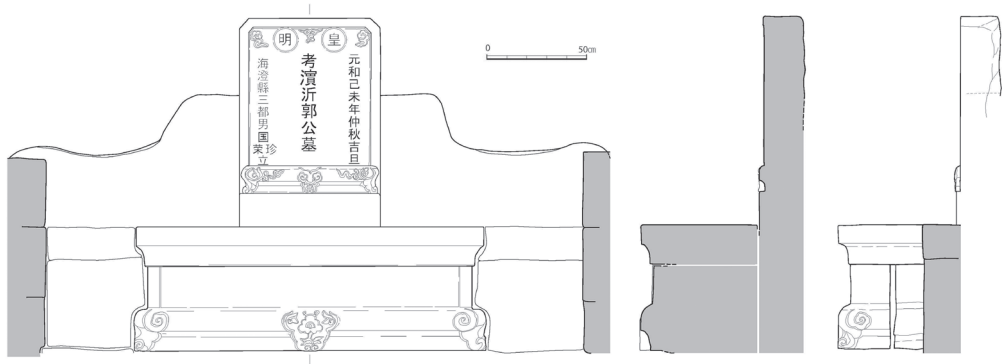


図 4 肥後四官墓墓碑

4 中国様式墓の伝播と分布

上述した華南様式の墓地の日本列島における様相を整理しておこう。

中国様式墓の系譜 日本列島への中国様式の墓の伝播の場所と伝播時期は、必ずしも一回限りではなく、大きく四つの伝播経路があると考えられる。その経路の違いにより形式や伝播の様相に違いがある。伝わった順に記述すると以下ようになる。

①近世初期に伝わった中国人海商の墓…華南様式の墓地（現存例では1619（元和5）年を最古。）

第1の波は明代末に渡来し列島各地に唐人町を形成した中国人海商の墓地で、幕府の鎖国令によって1635（寛永12）年に中国船の貿易港が長崎に限定され、そのため九州各地の唐人町に居住していた中国人商人が長崎に集住するまでの間、九州各地の唐人町に造られた墓地である。伝播の波は1627（寛永4）年銘を最古とする長崎市稲佐悟真寺墓地、1619（元和5）年銘を最古とする長崎市深堀菩提寺墓地、同じく1619（元和5）年銘を最古とする熊本県玉名市伊倉とその周辺の唐人墓（図4）、鹿児島県南さつま市坊津泊唐人墓があげられる。ほぼ1620年前後に肥前長崎から薩摩坊津にいたる当時中国人海商が来航した港町に最初の伝播の波が伝わっている。これらの唐人墓地は、1635（寛永12）年以後は長崎にのみ継続し、長崎市内の悟真寺、興福寺、福濟寺、崇福寺などの唐寺の墓地さらに唐通事の墓地へと連なっていく。幕府の鎖国政策の強化と墓地の分布が限定される



写真 3 万福寺獅子林院開山塔（三谷紘平撮影）
（4世獨湛性登墓）

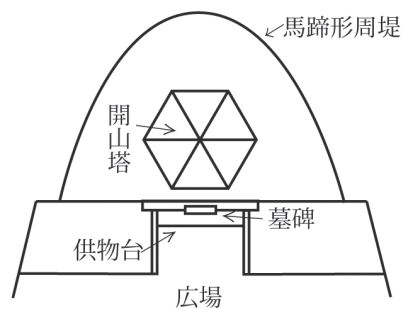


図 5 万福寺獅子林院開山塔模式図
（三谷紘平作成）

時期がよく対応しているといえる。また墓地の形式としては長崎と熊本諸例が福建南部の漳州周辺の墓地に、鹿児島島の墓地は福建省福州の墓地との類似が指摘される^{註23}。それぞれの墓地は海商の出身地の墓の形式を採用した

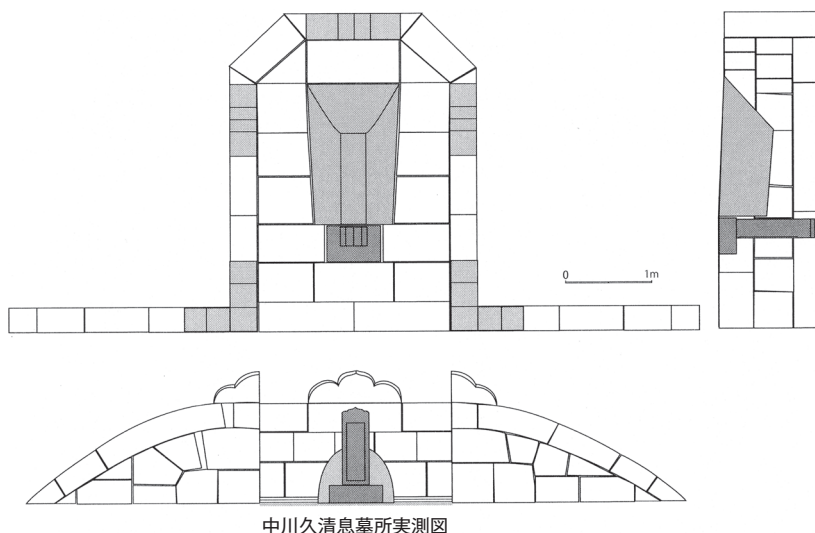


図6 岡藩中川家大船山墓所（松原典明図『近世大名葬制の考古学的研究』より）

ものと考えられ、日本に来航した華人1世の墓と考えられる。

②黄檗宗の僧侶墓地・・・華南様式の墓地（隠元の寿墓1663（寛文3）年最古とする）

第2の波は1660年代以後に日本に渡来した黄檗宗の中国人僧侶とその系譜に連なる墓地である^{註24}。黄檗宗は中国東南部に成立し、中国人僧侶の出身地も華南様式の墓地の分布域とほぼ重なっている。長崎では崇福寺など唐寺が黄檗宗である。黄檗宗の本山である京都府宇治万福寺の1世隠元隆琦（1663年の寿墓）、2世木庵性瑢（1675年寿墓）、4世獨湛性榮墓（1705年没）は現存する大規模なものである（写真3、図5）。そのごこのような華南様式墓の様式は法嗣した日本人僧侶にも採用されている。岡山県津山市千年寺2世鐵道和尚墓（1702年銘）が代表的な例である。同様な例は長崎市崇福寺の住職墓地、福岡県北九州市の福聚寺でも見られる。これらの墓地は地上施設に華南様式の要素が各所に取り入れられるとともに、埋葬施設が墳丘下の地下ではなく、墓碑背後の墳丘内の設けられていると推定できる点でも、かの地の様式をよく伝えている。

③武家儒教墓・・・『朱子家礼』に基づく中国様式墓（一部に華南様式あり）

第3の波は儒教を信奉した大名や儒者の墓地に見られる円丘あるいは馬鬣封とよばれる跳び箱型の土盛りには墓碑を建てる形式であるが、そのなかに長崎の唐人墓の影響を見ることができる。本来日本の儒学者が『朱子家礼』などの教典を学ぶ中から、中国様式の墓地形態を書物の上から模倣したものであるから、儒学に傾倒した大名の墓制や儒学者の墓に採用される傾向が高い^{註25}。華南様式の墓地とは異なり、土饅頭の前面に墓碑を建てるという中国の北部の墓地の形式に類似している。そのため墓壙は地下深くに作られることになり、華南様式の墓とは異なっている。そのなかで華南様式の外構を取り入れたものに豊後岡藩中川家藩主墓地（大船山墓地1660年代と小富士山墓地など）がある。いずれも墓碑の周囲と背後に半円形ないし馬蹄形の外周石垣と長円形あるいは跳び箱形の石塚ないし砂盛（馬鬣封）をもち華南様式の唐人墓の形態を模倣している（図6）。しかし埋葬施

設は馬鬣封の下に設けられた墓墳であると推定される。直接長崎で唐人の墓からデザインを取り入れたものと考えられる。このような岡藩中川家大船山墓所を除けば武家儒教墓は儒教の教典にのっとって日本人儒者による解釈から復元された中国様式の墓制であり、華南様式の墓制とは地上施設の点でも、地下施設の点でも異なっている。



写真4 沖縄県那覇市伊江御殿墓

④琉球王国の亀甲墓^{かめこう}・・・・・華南様式の墓地(伊江御殿墓1687年を最古とする)

第4は沖縄本島に主に分布する「亀甲(かめこう)墓」である。九州や日本本土とは別個に伝播したものであるが、初現は1687年に建設された那覇市首里の伊江御殿の墓である(写真4)。施工者は首里城とその

周辺の建造物の修復総奉行に任じられていた中国人石工曾得魯(チャントール)、で、中国人風水師による墓地の選地が行われている^{註26}。その様式は九州の唐人墓と同じく華南様式の墓地であり、福建から伝わったとみてよい。しかし渡来した中国人の墓ではなく、琉球人の墓として作られている。九州西岸の港町に伝わる1620年代や黄檗宗の墓地

表2 日本における華南様式の唐人墓

分類	所在地	墓地名	墓名あるいは基数	墓碑銘の年代
唐人墓	長崎県 長崎市	悟真寺墓地	300基以上	1627～現代
		崇福寺墓地	100基以上	1656～現代
		興福寺墓地	111基以上	1757～現代
		福濟寺墓地	—	未調査(原爆被害甚大)
		聖福寺墓地	—	未調査
		春徳寺墓地 (西山)	東海の墓 魏之琰墓	1660～77造営 1689(元禄2)
		深堀菩提寺墓地	呉三官墓 呉五官墓	1619(元和5)年 1635(寛永12)年
	熊本県	玉名市伊倉	振倉謝公墓	不明
		玉名市天水町	郭濱沂墓 林均吾墓	1619(元和5)年8月 1621(元和7)年
	鹿児島県	南さつま市坊津	泊唐人墓	17世紀前葉?
黄檗宗 僧侶墓	京都府 宇治市	万福寺	開山隠元隆琦塔所 二世木庵性瑫塔所 四世独湛性瑩塔所	1663年寿墓として築造 1680年万寺院開山塔 1692年獅子林院に退隠
	岡山県津山市	千年寺住職墓地	二世鐵道和尚墓	1702年没
	福岡県 北九州市	福聚寺	一世即非如一墓	1671年没
			二世法雲明洞墓 九世中興忍仙玄慈墓	1706年没 1768年没
	長崎市	崇福寺・興福寺など	—	未調査
儒教墓	大分県竹田市	岡藩大船山 藩主墓地	中川井津墓	1669年没
			中川清八墓	1675年没
			中川久清墓	1681年没
	京都府京都市	嵯峨二尊院墓地	中川久清則室墓	1671年没
			伊藤仁斎墓 伊藤東涯墓 香川修庵墓	1705年没 1736年没 1755年没
琉球墓	沖縄県	那覇市上原墓 亀甲墓	沢岷親方墓 県内各地に分布	1525年銘の墓碑嵌入 1687年～

がつたわる1660年代よりさらに新しく伝わっている。沖縄の亀甲墓が、中国福建の墓地を類似することは19世紀以来、指摘されており、現在では年代観や変遷と階層性が議論されている。九州及び西日本の前記3系譜の中国様式の墓とは大きく異なることは、墓地構造の記述の中ですでにふれた。それは当初から琉球に渡来した中国人の墓ではなく琉球人の墓として採用されたからだろう。

以上、華南様式の墓地を表2に一覧と分布を図7に示す。

小括 中国福建を起源とする華南様式の墓地は当初明代の中国人海商が、移住した日本の港町でかれらの墓地として造ったものである。特に到来当初の墓は地上構造物のみならず、熊本県玉名市謝振倉墓にみられるように地下に深い墓壙を掘らず地上近くの埋葬施設を設置し墳丘で覆う形式であり、葬法も含めて中国渡来の様式で中国人の埋葬が行われたことを示している。黄檗宗の僧侶も当初は渡来した中国人がほとんどであったが、17世紀末にいたると法嗣した日本人僧侶もその様式を採用している。一方武家儒教墓は17世紀になって武家の思想としての儒教受容の一環として「朱子家礼」などの書物を通じて受容された埋葬形態である。そのため中国東南部の墓制とは異なる中国中北部の墓制を復元したのになっている。琉球の亀甲墓は琉球王国の上級階級を中心に採用された様式で、中国人の墓ではない。また臼杵、都城、熊本、飢肥などには、渡来華人を家祖とする唐人墓地が存在するが、墓地の形式は日本式の近世墓碑となっており、もとより中国様式の墓地には含まない。



図7 華南様式の墓の分布

うに地下に深い墓壙を掘らず地上近くの埋葬施設を設置し墳丘で覆う形式であり、葬法も含めて中国渡来の様式で中国人の埋葬が行われたことを示している。黄檗宗の僧侶も当初は渡来した中国人がほとんどであったが、17世紀末にいたると法嗣した日本人僧侶もその様式を採用している。一方武家儒教墓は17世紀になって武家の思想としての儒教受容の一環として「朱子家礼」などの書物を通じて受容された埋葬形態である。そのため中国東南部の墓制とは異なる中国中北部の墓制を復元したのになっている。琉球の亀甲墓は琉球王国の上級階級を中心に採用された様式で、中国人の墓ではない。また臼杵、都城、熊本、飢肥などには、渡来華人を家祖とする唐人墓地が存在するが、墓地の形式は日本式の近世墓碑となっており、もとより中国様式の墓地には含まない。

時期区分	墓地名	地区No	墓碑形式	属性	墓碑寸法(cm)		墓丘	墓丘型式	蓋石寸法(cm)		石材	外周(cm)			銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考		
					高さ	幅			高さ	幅		奥行	構造	高さ				幅	奥行
I-A期 (1619~1639)	悟真寺	A 50	立碑B	隅切方頭 縁帯 a	89	44	—	—	—	—	安山岩	—	—	—	江西	寛永11 1634	江西省出身 新発見		
				二段西形 縁帯 a	98	71	不明	—	—	—	—	—	安山岩	—	—	—	同邑	寛永12 1635	福建省泉州府同安県出身
	悟真寺	A 49	立碑B	隅切方頭 縁帯 a	93	38	—	—	—	—	安山岩	—	—	—	浙江	寛永15.10.19 1638.11.24	浙江省金華府蘭溪県出身 新発見		
				二段西形 縁帯 a	84	31	—	—	—	—	—	安山岩	—	—	—	同邑	寛永15 1638	福建省泉州府同安県出身 初報告	
	悟真寺	M 26	立碑A	隅切方頭 縁帯 b	55 以上	36	13	—	亀甲形 (墓碑を 嵌入)	37	63	安山岩	—	—	龍邑	寛永17 1640	福建省漳州府龍溪県出身 初代頼川藤左衛門の先妻 の父の墓		
				隅切方頭 縁帯 a	73 以上	45	15	—	—	—	—	安山岩	—	—	—	龍邑	(崇禎) 14 寛永18.9.13 1641.10.17	福建省漳州府龍溪県出身 蓋石は本来のものではない と推定される。墓耳もあつた と推定される。	
	悟真寺	D 68	供物台	隅切方頭 縁帯 a	12 以上	58	190	—	—	—	—	安山岩 (供物台は 砂岩)	なし	なし	漳	承応元.10 1652.11	福建省漳州府龍溪県出身		
				隅切方頭 縁帯 b	62 以上	39	16	—	—	—	—	—	安山岩	なし	なし	龍溪	承応元.10 1652.11	福建省漳州府龍溪県出身	
	I-B期 (1640~1670)	悟真寺	F 53	立碑A	隅切方頭 縁帯 a	77 以上	45	15	—	34 以上	84	155	なし	なし	—	—	承応 元.12.22 1653.1.21	唐人墓地創建者の一人。	
					隅切方頭 縁帯 b	44 以上	42	16	—	—	—	—	安山岩	なし	なし	—	—	承応 元.12.22 1653.1.21	唐人墓地創建者の一人。
悟真寺		G 72	立碑A	隅切方頭 縁帯 b	110	43	16	—	26	60	114	安山岩	石垣 半円形 床石敷	70	330	220	明曆三年二月十八日 我鈔善公墓 考女達娘立 男藤右衛門七兵衛立	明曆3.2.18 1657.4.1	G71号墓と外周を共有。 唐通事2代目頼川藤左衛 門の実父
				隅切方頭 縁帯 a	102	41	15	—	25 以上	55	115	115	安山岩	—	—	—	—	寛文4.11.22 1665.1.18	G72号墓と外周を共有。 唐通事2代目頼川藤左衛 門の実父の妻
悟真寺	I 82	立碑C	隅切方頭 縁帯 b	60 以上	40	11	—	—	—	—	安山岩	なし	なし	—	—	万曆17.5 (1589) 生まれ 寛永17.5.6 1640.6.25	前後の石は当初のものか どうか不明 福建省漳州府出身		
			隅切方頭 縁帯 a	—	—	—	—	—	—	—	—	安山岩	なし	なし	—	—	万曆17.5 (1589) 生まれ 寛永17.5.6 1640.6.25	前後の石は当初のものか どうか不明 福建省漳州府出身	

時期区分	墓地名	地区No	墓碑形式	属性	墓碑寸法 (cm)		墓丘	墓丘型式	蓋石寸法 (cm)		石材	外周 (cm)			銘文等	被葬者没年月日 (西暦)	備考
					高さ	幅			高さ	幅		奥行	構造	高さ			
I-C期 (1671~1686)	悟真寺	F	立碑A	隅切方頭火燧形	71以上	38	なし	—	—	なし	安山岩	なし	なし	正保三丙戌年 榮字歡公墓 正月初六辛 考男萬壽記	正保3.16 1646.221	歐華字の子息か。	
																	I
	I	供物台 (水鉄あり)	15以上	68	24	—	石屋形型式	35以上	—	—	晋江	(未説)	延宝6 1676	—			
															I	立碑A	隅切方頭火燧形
	D	立碑A	隅切方頭火燧形	54以上	33	10	蓋石 (後補?)	切妻形	16	44	安山岩	なし	なし	■享三年 王廷輔墓 十月十七日			
															I	立碑A	隅切方頭火燧形
	I	立碑A	隅切方頭火燧形	67以上	49	15	蓋石	切妻形	26	70	安山岩	石垣 半円形 床石敷	66~72	294			
															I	立碑B	三角頭形 (板碑形) 火燧形
	I	立碑A	隅切方頭火燧形	67以上	45	16	なし	—	—	—	安山岩	なし	なし	同安縣中右所徳抗社 故考林公諱吉墓 辛亥年十二月十五日卒			
															I	立碑A	方頭火燧形
I	立碑A	隅切方頭火燧形	7	71	35	—	基礎	22以上	32	66	なし	なし	貞享五年 東崎林高官 卒於戊辰年八月二十六日 承応三歳次甲午十月初九日卒 故伯備福龜公六府君 墓 故孝妻藤藤公九府君 元禄二歳次己丑正月十九日卒 考男永昌 清佐衛門永時 晋兵衛 永昭 同拜立	貞享5.8.26 1688.9.20			
															I	立碑A	方頭火燧形
I	立碑A	方頭火燧形	11以上	43	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
															I	立碑	方頭火燧形
I	立碑	方頭火燧形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

() 内は復元推定値 ■は一文字読めず。

日付の換算は内田正夫編著1994『日本暦日原典』第4版 雄山閣による。

唐通事の家系については宮田安1979『唐通事家系論攷』長崎文献社による。
出身地は竹内光美・城田征義1990『長崎墓所一覽 悟真寺国際墓地編』長崎文献社による。

5 17世紀代の唐人墓碑の変遷

次に17世紀の唐人墓の変遷を考える。日本の近世墓地とは異なる形式を備えていることは墓地の特徴から明らかであるが、長崎市稲佐悟真寺墓地の墓碑について一定の形式変遷が迫ることをさきに明らかにした^{註27}。ここでは悟真寺墓地を中心に華南様式の墓地の変遷を考える^{註28}。

すでに坂井隆は「長崎悟真寺の唐人墓地」^{註15}において、悟真寺墓地の唐人墓地の変遷の大枠を明らかにし、長崎市内各所および東南アジアの唐人墓と比較して、第1期(1627～1688)、第2期(1739～1844)、第3期(1852～現在)という区分をまとめた。特に第1期の墓が中国風の形式であるにもかかわらず日本年号を用いること、墓地のなかには外周をもつ華南様式の墓地(坂井は亀甲墓とした。)が含まれることを指摘した。この坂井の第1期を対象とする。

墓碑の変遷(表3) 第1期にあたる17世紀の華南様式の墓碑は以下のA・B・Cの3小期に変遷する。

1-A期 (図8) 1619(元和5)年から1639(寛永16)年にかけての墓地。墓碑には当初から次のA～D形式が存在する。

墓碑A形式は正面観が方形でその頭部両端を45度に断ち切り、明確な稜線が付く隅切方頭形である。熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓(1619元和年銘(図8①))^{註30}、長崎市深堀菩提寺呉三官墓(1619元和5年銘(図8②))^{註29}、長崎市稲佐悟真寺I地区102号墓(1631寛永8年銘)^{註27}などが基準となる。

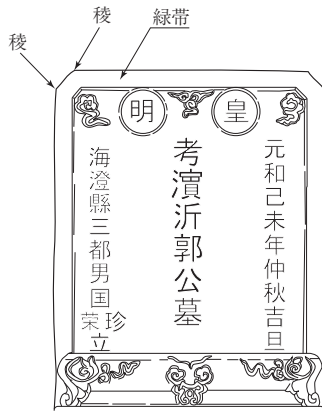
墓碑B形式は正面方形の頭部両角を丸く削り稜をもたない隅丸方頭形である。浅い彫窪めをおこなって縁帯を残すもの(B1)と平坦な2種(B2)がある。B1形式の103号墓(1628寛永5年銘(図8③))^{註27}とB2形式の長崎市稲佐悟真寺I地区101号墓(1627寛永4年銘)が基準となる。また古賀十二郎が記録した長崎市浦上の呉濱泉墓(1633寛永10年銘)もこの形式と推定される^{註31}。

墓碑C形式は頭部が半円形に整形され、両側面との境に浅い稜が残る円頭形である。縁帯を残すもの(C1)とそうでないもの(C2)がある。C1形式としては長崎市稲佐悟真寺D地区55号墓(1627年銘(図8④))、C2形式としてD地区18号墓(1629年銘(図8⑤))・I地区83号墓(1630年銘)が典型である。円頭部が低いC2形式に熊本県玉名市林均吾墓(1621年銘(図8⑥))も該当すると考えられる。紀年銘はないが鹿児島県坊津泊唐人墓の墓碑も円頭形のC2形式であり、熊本県玉名市謝振倉墓も不整ながら円頭のC1形式である。

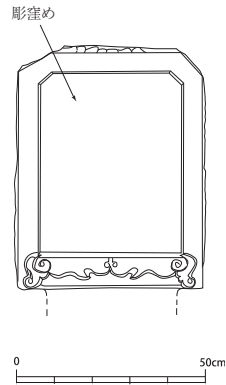
墓碑D形式 1-A期の後半の1635(寛永12)年には、碑身円頭部が両側とも二段になり内向きの稜が明瞭に走る二段頂形のD形式が、菩提寺の呉五官墓にはじめてが使用される(図8⑦)。悟真寺の以後17世紀代の墓碑にはその例がないが、その後の18世紀代の墓碑では多数を占める形式の初現である。

1-A期の特徴 以上のように1-A期の墓碑形式はまだ一つの形式に定まっていない段階といえる(図8)。1-A期の墓碑に共通する特徴として、墓碑の背後は下部に向かって平坦ではなくやや厚くなり、背面は荒削りのままで凸凹が激しい。この断面形状はA形式からC形式まで共通し、このように中央部あるいは下部に向かって厚みを持つ点は1-A期の特徴である。長崎県・熊本県・

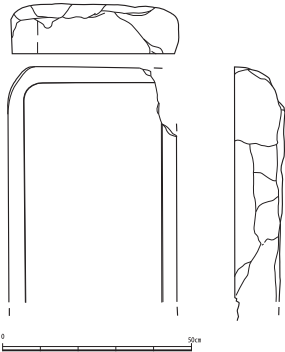
図 8 1 - A期の墓碑形式



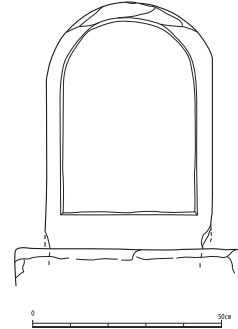
① 郭濱沂墓碑 (1619) A形式



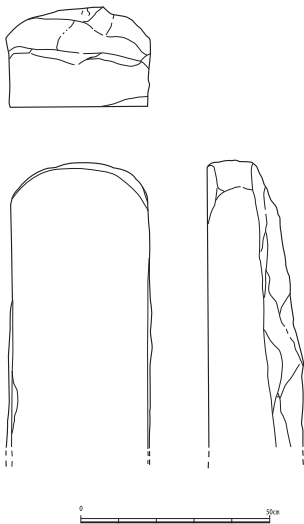
② 深堀呉三官墓碑 (1619) A形式



③ 悟真寺 I - 103号墓 (1628) B 1 形式



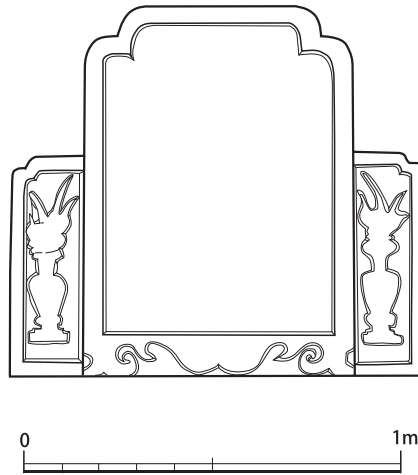
④ 悟真寺 D - 55号墓 (1627) C 1 形式



⑤ 悟真寺 D - 18号墓 (1629) C 2 形式



⑥ 林均吾墓碑 (1621) C 2 形式



⑦ 深堀呉五官墓（1635）D型式

鹿児島県の各墓碑に共通して認められる。またA形式の墓碑では長崎市深堀菩提寺呉三官墓（1619元和5年銘）^{註29}、熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓（1619元和5年銘）^{註30}のように下部に須弥座の浮彫表現を行うものがあり、最古例の特徴といえる^{註29}。

1-A期の墓碑の銘文は1-B期以後に普遍化する、上位に出身地、中央に名+姓「公墓」という被葬者銘、右に年号、左の墓碑建立者銘という様式が確立していない段階である。例えば謝振倉墓では、「振倉謝公墳」と「墓」ではなく「墳」と刻まれ、年号や建立者銘がない。林均吾墓（1621年銘）は「林均吾墓」と日本風の語順で刻まれる。本来なら、「均吾林公墓」となるだろう。典型例が長崎市深堀菩提寺呉三官墓（1619元和5年銘）^{註29}で、被葬者銘に「呉権三郎」という日本名と「慧林芳智靈位」という日本式戒名と脚字が刻まれていた。さらに上位には「長崎」と出身地とは異なる銘が刻まれている。このように1-A期には碑文においてもその様式が定型化していないといえる。

この時期には長崎深堀菩提寺の呉五官墓を例外として墓碑背後の施設に蓋石はまだ普及していない可能性が高く、墓丘は土盛りであった可能性が高い。側壁や前庭は一部の大型墓にはすでに配備されているが、外周施設は構築されていないようである。そのなかで鹿児島県坊津町泊唐人墓は墓碑を取り巻く正面と背後の墓丘全体を三合土と呼ばれる中国漆喰で固めた、石造りとは異なるつくりを行い、周囲も半円形にくぼみが巡っている（写真5）。長崎や熊本の福建省南部を起源とする墓地とはやや異なる福建州中部の福州の墓との類似がすでに指摘されている^{註23}。

1-A期の墓地の分布は長崎悟真寺や浦上だけでなく、肥前鍋島氏の飛び地である深堀、肥後加藤氏から細川氏にかけての肥後藩領であった伊倉と薩摩島津領の坊津といずれも当時唐人町がつくられた港町に所在しているが、その起源は中国東南部の華南地域といっても、複数の起源をもち、墓碑の形態も多様であったと考えられる。

また最古の例は1619（元和5）年銘の長崎市深堀菩提寺呉三官墓と熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓で

あり、1635(寛永12)年銘の長崎市深堀菩提寺呉五官墓を最後に、中国様式墓の築造は長崎市内の限られるようになる。

1-B期 1640(寛永17)年～1670(寛文10)年の墓地(図9)。A形式が大半をしめ、C形式とB形式、D型式はほとんど見られないことが特徴である。断面形態は1-A期よりも整って厚みがなくなるが背面調整はまだ粗い。1-A期の特徴であった墓碑正面の輪郭線と平行して同じ幅の帯が巡る縁帯a様式は守られているが、1-B期の後半にあたる1653(承応2)年以後の新しい墓碑では、正面形態と彫窪めの形態のバランスが崩れ、縁帯の幅が上部と側面、隅部で異なる縁帯b様式が現れる。

墓碑の背後には亀甲形の蓋石をもつ悟真寺M地区26号墓(1646正保3

年銘(図9①))と切妻屋根形の蓋石をもつ悟真寺F地区53号墓(1653承応2年銘(図9③))が出現し、1660年代には悟真寺G地区71・72墓(図9④⑤⑥)のように切石積みの外周石垣と前庭が設けられる。

この時期にあたる紀年銘をもつ墓碑には墓碑型式と齟齬をきたすものが多くなる、すなわち次の1-C期ないし第2期に作られながら年号をさかのぼって建てられた墓碑が増加する。1-B期の墓碑13例のうち7例が該当する。1世代あるいは2世代後の子孫が墓を整備して墓碑の建立あるいは作り直しを行っている可能性が高い。そういう例が増えるのがこの時期の特徴である。

1-C期 1671(寛文11)年から1689(元禄2)年までの墓碑。墓碑形式は隅切方頭のA形式がほとんどであるが、A形式の墓碑背面を平坦に仕上げ、正面の彫窪めは意匠化した火燈形が採用される(図10)。これは日本の墓碑からの影響であると推定される。1-C期の墓碑6例中4例は同一時期、すなわち死後ほどなくに墓碑が建てられていると推定されるが、ほかの2例は第2期の墓碑である。大型墓には1660(万治3)年から77(延宝5)年にかけて建設された長崎市春徳寺東海墓^{註32}と長崎市西山魏之琰墓(1689元禄2年銘)などもこの時期にあたる(写真6)。

悟真寺墓地では背後に基礎石を置き切妻屋根形の蓋石をおく第2期の形式なのに、この時期の紀

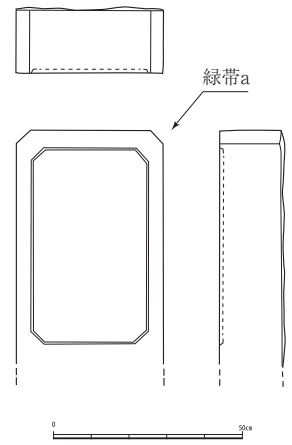
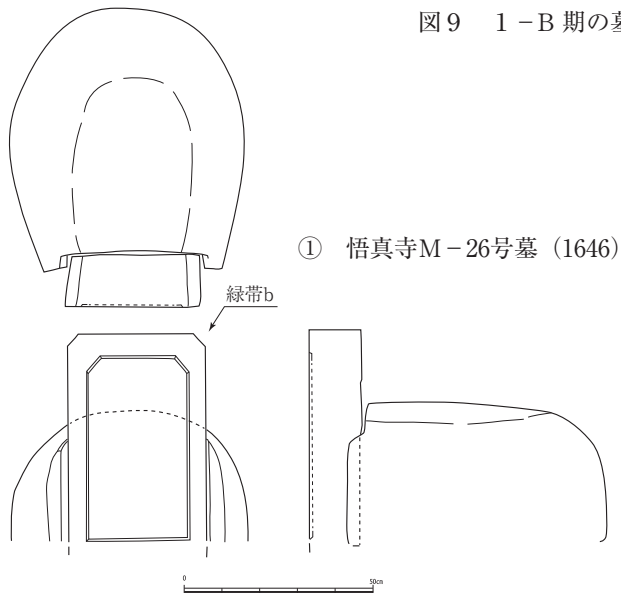


写真5上 坊津 泊唐人墓

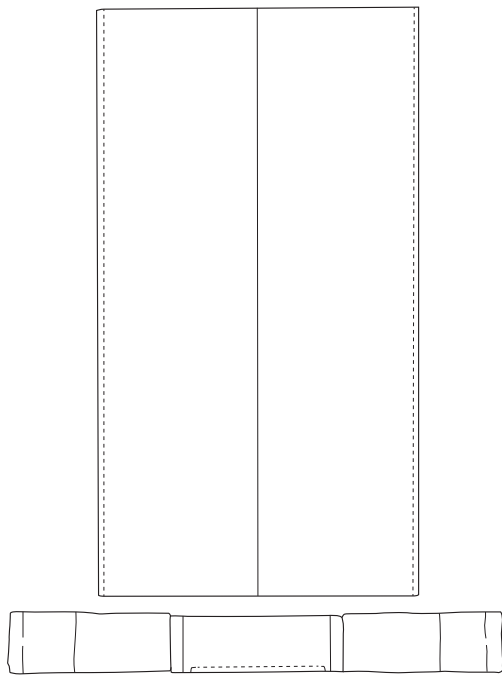


写真5下 坊津 泊唐人墓(橋口亘氏提供)

図9 1-B期の墓碑

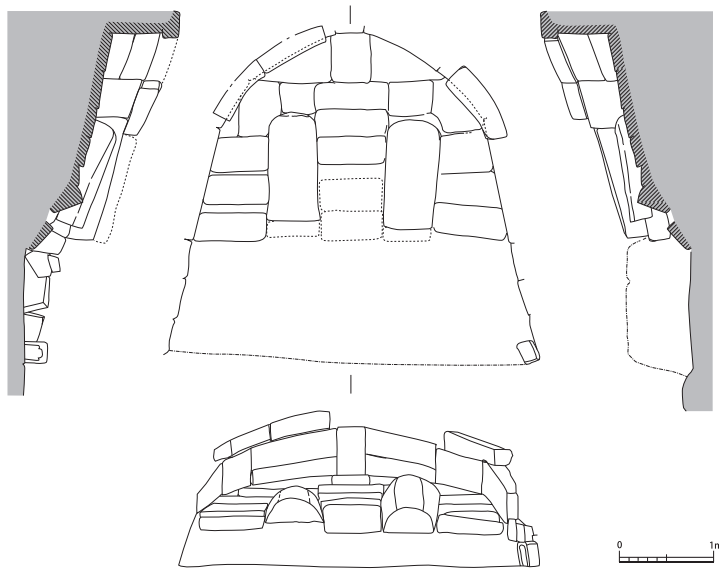


② 悟真寺G-45号墓（1652）

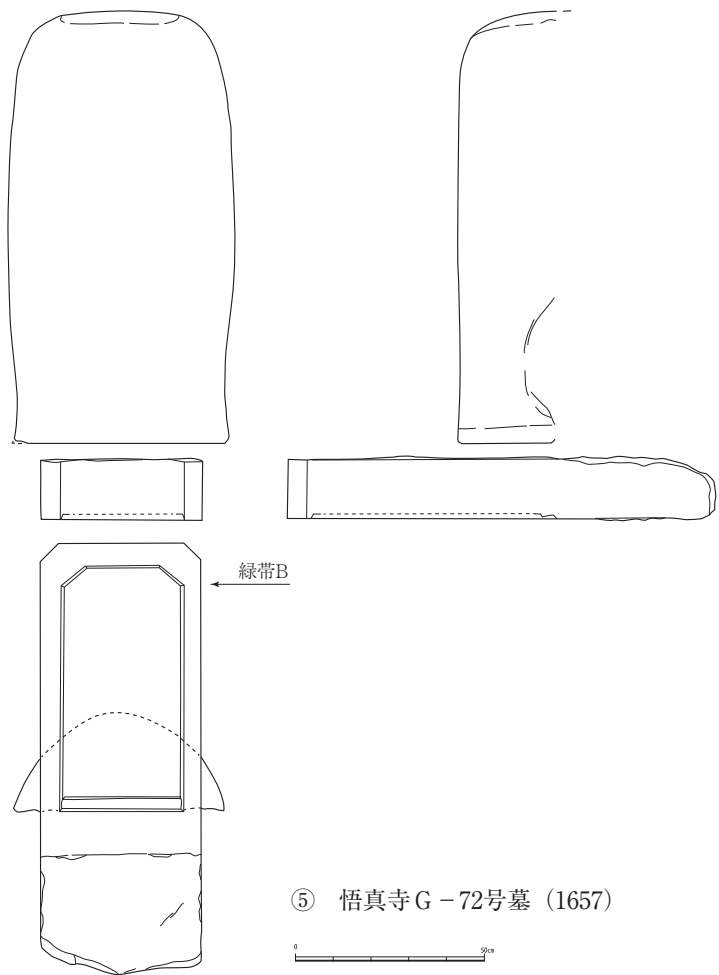


③ 悟真寺F-53号墓（1653）

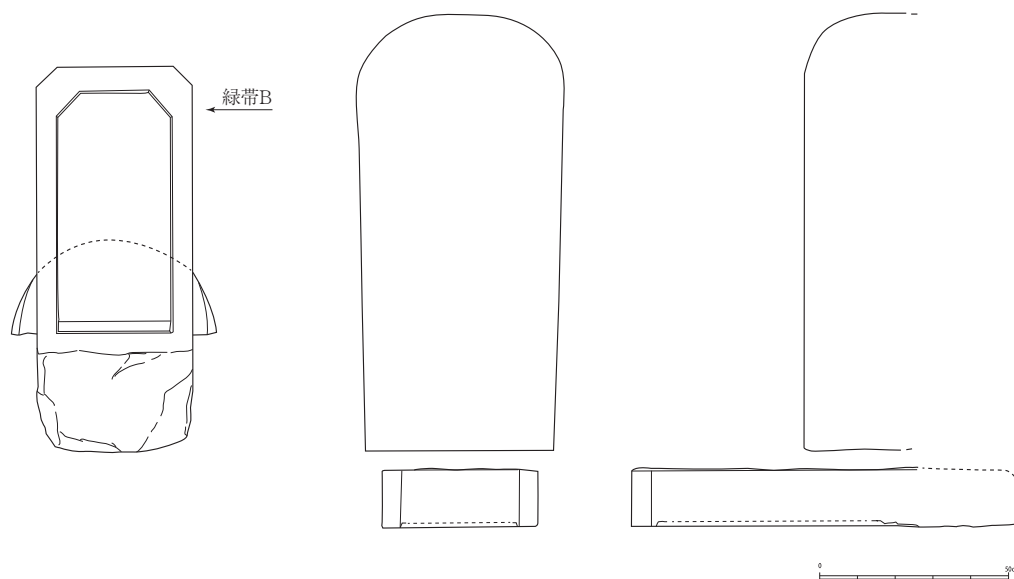




④ 悟真寺 G-71・72号墓 (40分の1)



⑤ 悟真寺 G-72号墓 (1657)



⑥ 悟真寺G-71号墓（1665）

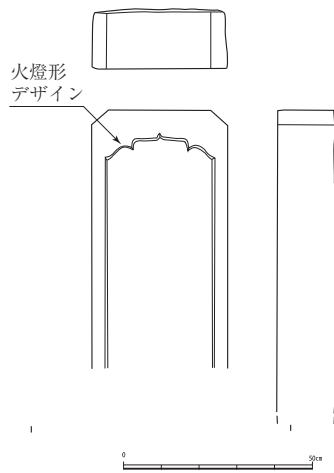
年銘をもつ墓碑が多いが、よくみると後世の整理時に組み合わせられたものが多く、当初の形態でないことがわかる。

【第2期】 1688（貞享5）年以後の墓碑であり、18世紀の墓碑の大半が含まれる。墓碑A形式が継続するが、量的には墓碑B形式の隅丸方形が多くなり、特に頂部の平坦が狭まり半円形に接近する二段頂形の墓碑G形式が再び現れて後に主流になる。墓碑背面は正面同様に平坦に仕上げられるようになる。正面の彫窪めが少なくなり、彫窪めの形態も先端が消失したり、意匠が単純化したものが現れる。蓋石は亀甲形がほとんどなくなり、基礎石の上に小型の切妻屋根形を置く形式が大半になる（図11）。

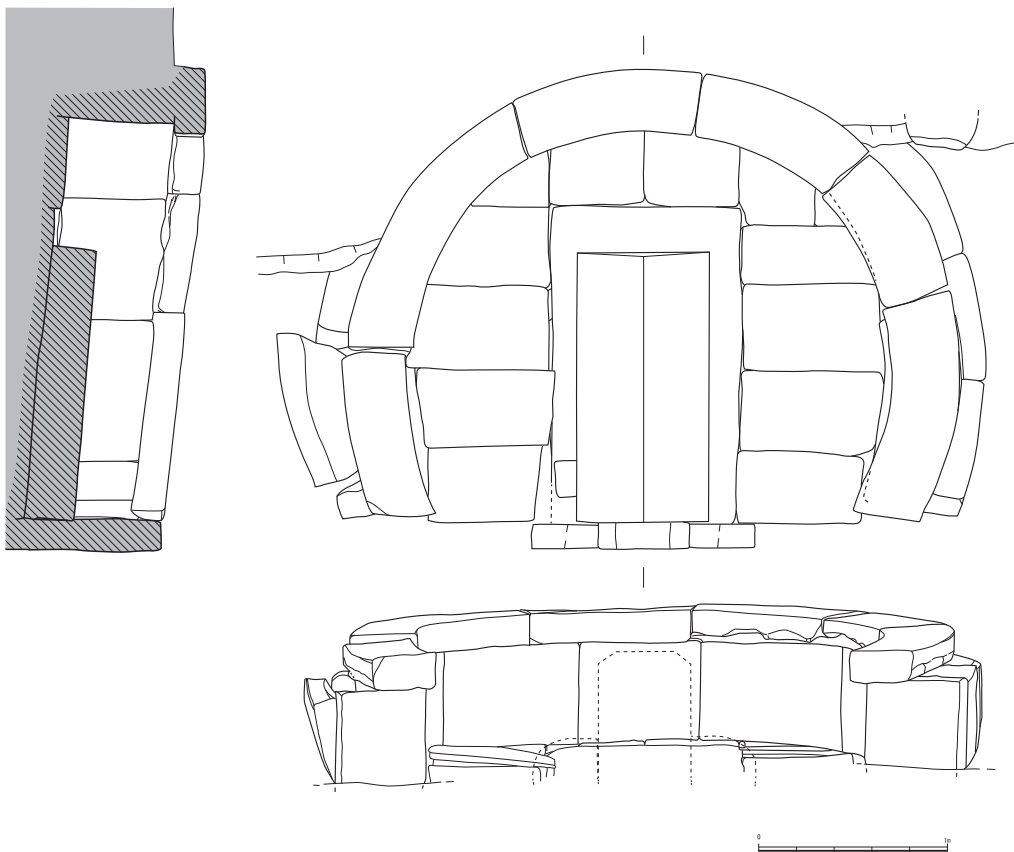
なお1689（元禄2）年から1739（元文2）年までの唐人銘墓碑が極端に少ないことが坂井によって指摘されている^{註15}。たしかに悟真寺では半世紀の間墓碑は存在しないが、崇福寺には、墓碑銘を見る限り、1690年代2基、1700年代なし、1710年代1基、1720年代7基、1730年代11基の墓碑が存在している^{註33}。1690年代から1710年代には長崎の唐人墓は確かに減少しているが、1720年代からは崇福寺での埋葬が増加し、そのご1760年代からは興福寺^{註34}と悟真寺での埋葬が増加している。原爆で破壊された福濟寺墓地を考慮すれば、坂井の指摘は悟真寺に限定される可能性が高い。

第2期の唐人墓における墓碑の特徴は、碑銘の年号に日本年号の使用がなくなることである。悟真寺においては1688年銘のI地区87号墓が「貞享五年」の表記を用いたのちには、1760年の合葬墓の記念碑であるA地区40号碑が「日本宝暦十年」名を用いた一例をのぞいて、すべての第2期の墓研銘には清国の年号ないし干支を用いられ、日本年号の使用はない。崇福寺墓地においても、1679年の延宝7年銘墓以後、特に1690年代以後は日本年号も中国年号も用いず、干支のみで没年を表示

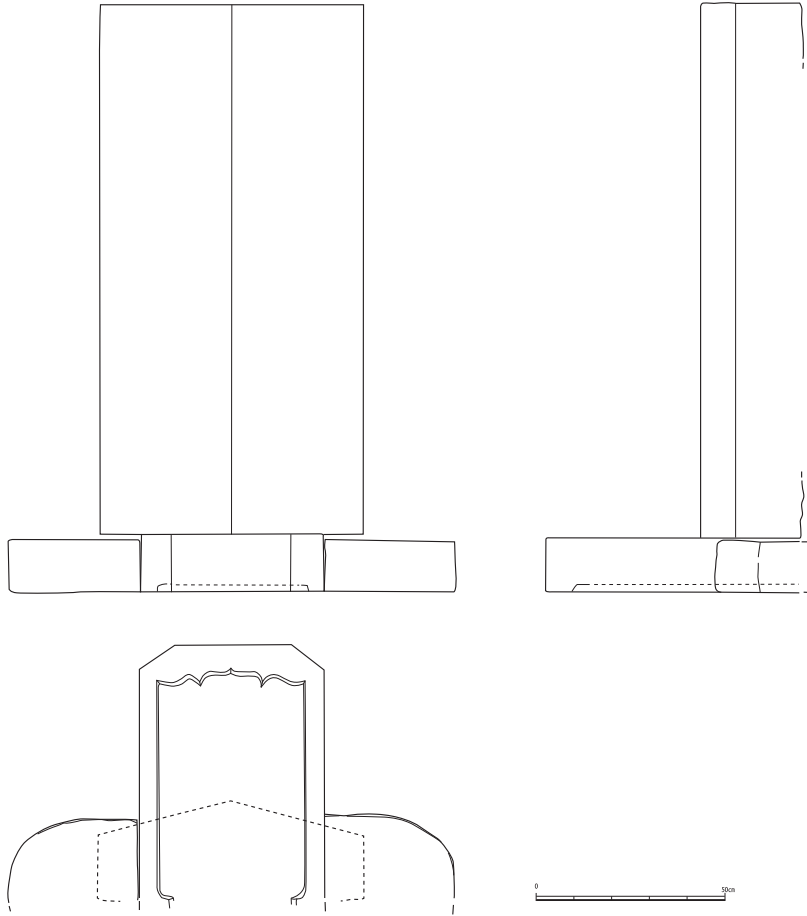
図10 1 - C 期の墓碑



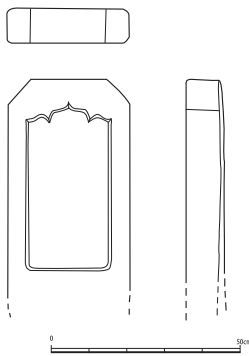
① 悟真寺 I - 75号墓



② 悟真寺 I - 2号墓



③ 悟真寺 I - 2号墓碑



④ 悟真寺 D - 29号



写真6 魏之琰墓

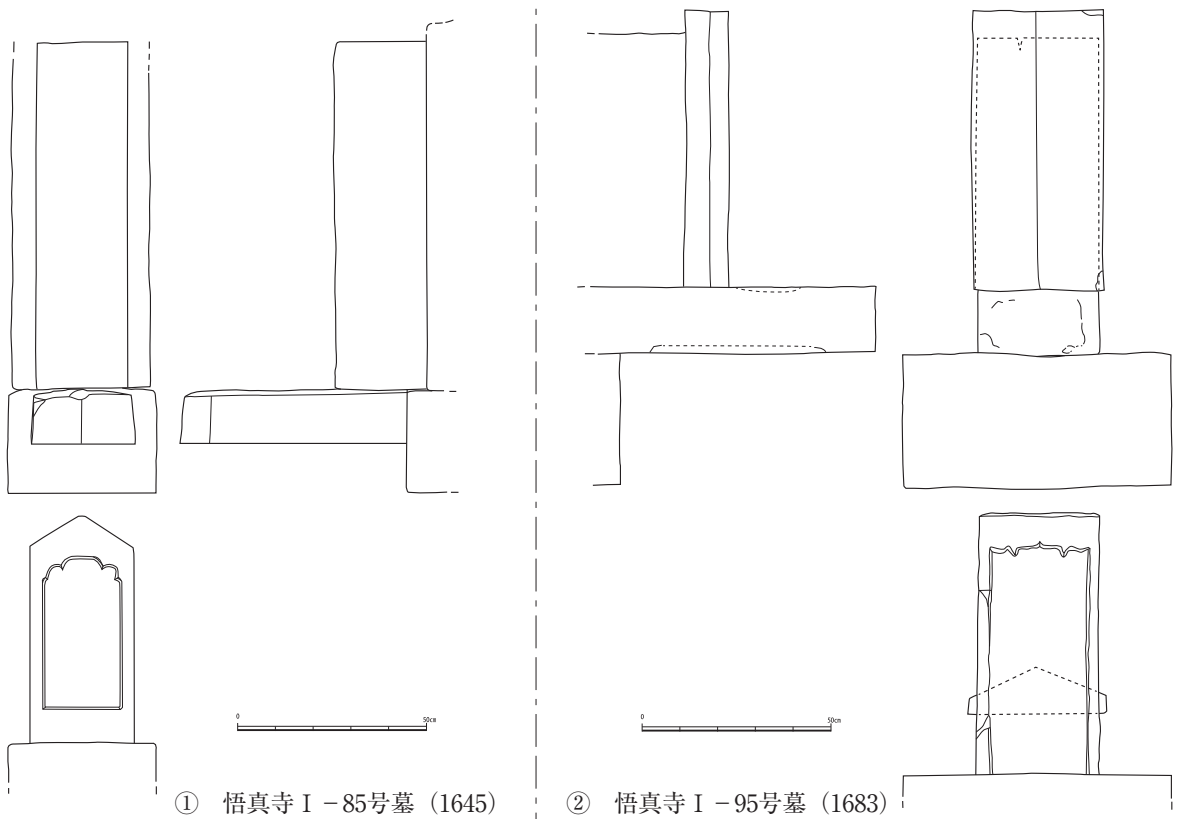
し、1710年代から清国名の使用、1720年代から清国年号(雍正某年等)の使用がはじまり、1730年代になると清国年号の使用が定着する。

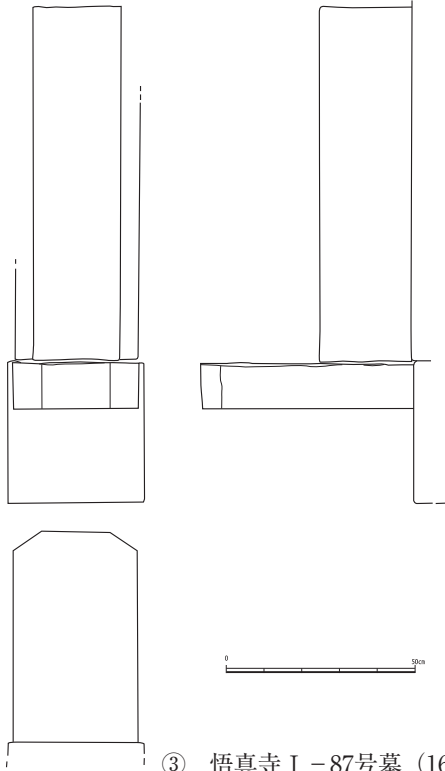
以上の17世紀の墓碑の時期区分である1-A~C期は、坂井2001論文の第1期に該当する。

6 日本における中国様式墓の起源

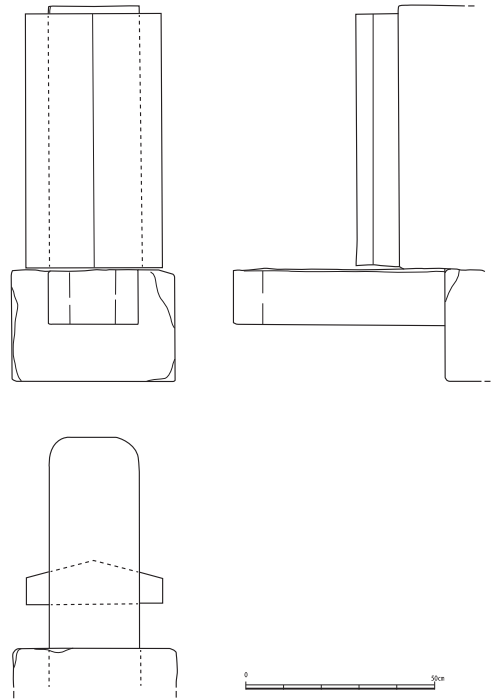
1619年以前の中国様式墓 現在知られている日本列島最古の中国様式墓は1619(元和5)年銘の熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓と長崎市深堀菩提寺呉三官墓である。それまで日本列島に中国人の渡来がなかったわけではない。16世紀中ごろから17世紀中ごろは、ホルトガル人の来航とキリスト教の宣教の盛衰から「キリシタンの世紀」とも呼ばれるが、いっぽうで中国人が日本各地に居住往来したことも知られている。キリシタンの世紀は一面で「唐人渡来の世紀」でもあった。しかもモンスーンの季節のみ一時的に訪れる海商などの短期滞在者ばかりではなかった。西日本各地の海港都市には唐人町がつくられ、そこに商人あるいは職人として長期滞在し、日本で妻子を持ち定住する中国人も多かったことは文献史料から明らかにされている。古くは小葉田淳^{註35}新しくは中島楽章^{註12}、鹿毛敏夫^{註36}の研究などがあげられる。そこで明らかにされた渡来唐人像は、商人のみでなく医者、

図11 第2期の墓碑

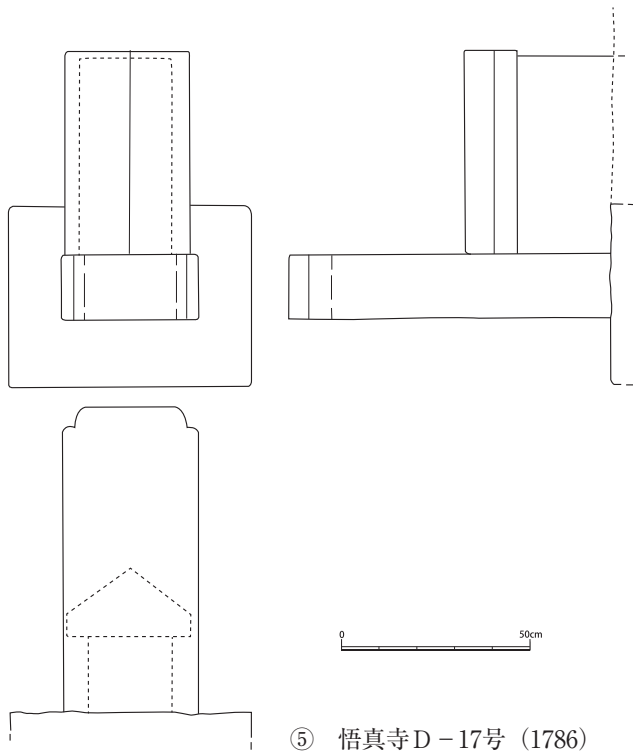




③ 悟真寺 I - 87号墓 (1688)



④ 悟真寺 I - 4号墓 (1739)



⑤ 悟真寺 D - 17号 (1786)

絵師、仏師、瓦職人、僧侶など特定の技能を身に着けた職能人が比較的多いことである。商人が交易期間のみに来住する一時的滞在者であったのに対し、職能人は列島各地に定住し、子孫を残して定着するものも多かった。彼らの多くが各地の唐人町に居住し、日本人妻をめとり、日本の仏教寺院の檀家となっていたことは鹿毛の研究に詳しい。そこから推し量って彼らの葬儀も日本の仏教寺院によって行われた可能性が高く、葬式や墓地は日本式であったとおもわれる。そのため戦国時代から近世最初期の中国様式墓が今日ほとんど残されていないと考えられる。

1619年の中国様式の墓の出現 中国様式の唐人墓が突然出現したことを裏付けるのが墓碑そのものの様相である。前節で整理したように出現当初の 1-A 期には中国様式墓の墓碑形態は A、B、C、D 形式の 4 形態にわかれ、背後の墓丘の形態も薩摩の泊唐人墓と肥前肥後の唐人墓とで異なっていたように、墓碑や墓地の様式が定まっていない。この状況は被葬者の故郷の墓地の違いをそのまま反映していると推定される。これに対して次の 1-B 期になると墓碑は型式 A の隅切方頭形という一つの形態にまとまり定型化が進む。銘文の様式も同様で、1-A 期の 1619 (元和 5) 年銘の深堀菩提寺呉三官墓は、本来出身地を記すべき頭部に長崎という地名をきざみ、中国式の姓名ではなく、日本式の戒名が刻まれている。肥後伊倉の唐人墓も年号が未記載だったり姓名の順が異なるなど同様に定型化していない。その後確立する 1-B 期の銘文の様式が 1-A 期の初期の唐人墓では未確立なのである。

さらに現存最古の 1619 (元和 5) 年銘の熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓 (肥後四官墓) と長崎市深堀菩提寺呉三官墓は両者はともに長崎から朱印船を出した中国人貿易商と考えられており^{註10・11}、須弥座の表現などのデザインと表面敲打の製作技法は中国の故郷から石工を呼び寄せて作った可能性が高い^{註27}。このことは逆に見れば、この時点で日本国内に唐人が中国様式の墓をつくる伝統あるいは身近な前例がなく、あらたに故郷の墓制を導入したからであると考えられる。

以上の 1-A 期における墓碑と銘文の様式の多様な状況は、まさに 1619 (元和 5) 年前後に唐人達が中国様式の墓地を手探りに個別に作り始めた事情を反映していると考えられ、1619 年という時点で、突然出現した可能性が高いと考えられる。

九州各地での同時出現 1619 年から 20 年代にかけて肥前長崎や深堀、肥後伊倉、あるいは薩摩坊津において一斉に華南様式の唐人墓の造営がはじまることが指摘できるが、どのような事情によるのであろうか。

筆者はかつてその背景に長崎県下においてキリシタン墓碑が終焉を迎えるのが 1620 年前後であり、年代的にみて入れ替わるように華南様式の唐人墓があらわれることからキリシタン禁制が唐人墓出現と関係のあることを示唆したが^{註17}、この見解は 1620 年代の長崎における興福寺 (1623 元和 9 年)、福濟寺 (1628 寛永 5 年)、崇福寺 (1629 寛永 6 年) の唐三寺の創建と 1620 年代の悟真寺における唐人墓地の設定を、当時のキリスト教弾圧強化をめぐる唐人側の対応策であるとみた中村質の見解^{註37}を支持するものとなった。1620 年前後から強化されたキリシタン弾圧政策への対応は長崎だけでなく当時の九州各地の唐人居住地全体で発生した事態であると考えられる。中村は 1620 年代

の長崎におけるキリシタン弾圧が、長崎からキリシタンを一人残らず改宗させる厳しいものであったところから、在留唐人としては自らキリシタンでないことを唐三寺の創建と墓地の設置によって日本側為政者に明示する必要があったと論じた。筆者は華南様式の唐人墓の突然の出現はこの中村の見解ともっとも整合すると考える。

実際に1610年前後から長崎に来航する中国船は激増し、朱印状をうけて東南アジア貿易に乗り出す長崎居住の中国人海商も現れていたが、海商自身や乗組員のなかにはキリスト教に入信するものも多く、当時の東アジア貿易の中心がポルトガル人であったことから、純粋な信仰上の理由だけでなく、商売上の理由によってキリスト教に入信するものもいたと考えられる^{註38}。

キリシタン禁制政策をすすめる幕府当局にとって、海外との貿易に従事する中国人海商や船員がキリスト教宣教師や信者を出入国させる事態や、日本に在留する中国人にキリスト教が広がる事態は、日本人に対するキリシタン禁制政策以上にさげねばならず、貿易を通してキリスト教が日本にくりかえし流入することを防ぐために長崎や九州各地の唐人町における中国人キリスト教徒対策が必要となっていたと考えられる。その幕府の政策に対する反応のひとつが、キリシタンでないことの証明としての華南様式の唐人墓の出現であったと考えられる。

鎖国政策との関わり 華南様式の唐人墓の出現後も、その分布の変化や様式変化には、江戸幕府の鎖国政策の影響が認められる。横田冬彦の異国人往来制度の整理をもとに唐人墓出現前後の鎖国政策の経過をたどっておこう^{註39}。1614（慶長19）年のキリスト教禁教令以後も長崎市内に居住していたポルトガル人に対し、1623（元和9）年鎖国令は①以後長崎で妻子とともに居住することが禁じられ（住居と家族をもって永続的に居住すること＝日本に「家」を持つことの禁止）、日本から追放されることになった。②その際息子は連れて行ってよいが、妻と娘は日本に残さねばならないという法令であった。①は日本国内に「家」を持たなければ、マカオに追放されたのちも同じポルトガル人本人のみは貿易のために長崎に再入国することは禁止しないことを意味し、③長崎に来航しても元の妻子とともに長崎に居住することは許されず、キリシタンではない宿主の宿に宿泊しなければならないというきまりである。つまり1623年令によってポルトガル人は日本国内において住居と家族をもって永続的に居住することは禁じられ、マカオから年に1回貿易のポルトガル船が係留する期間のみ単身での長崎滞在が許されることとなった。

この同じ1623（元和9）年鎖国令では、キリシタンの日本人および中国人の商人・水夫についても日本からの出国が死刑をもって禁止された。つまりそれまでどおり日本の海港に居住してそこから海外貿易に従事するためには、日本人であっても中国人であってもキリシタンでないことが絶対条件となったのである。日本国内の唐人町に住居と家族をもって居住する、つまり日本に「家」を持つ唐人（＝住宅唐人）が、朱印船貿易などで東南アジアに出国するためには、キリシタンでないことを証明するか、棄教するほかなくなったわけである。

このように1623年令によって海外貿易に従事するためにはポルトガル人はマカオに居住地を移して交易のたびに毎年來航することになり、日本人と中国人が朱印船貿易を継続するためにはキリシ

タンでないことを明示するかキリスト教を棄教しなければならなかった^{註40}。この法令の直接の契機が1620（元和6）年の平山常陳事件であったことを思えば、1623年令にさきだって長崎や九州各地在住の中国商人と、貿易のため長崎にやってくる中国人商人と水夫に対するキリスト教取締りが厳しくなっていたことは容易に推測できる。

その後1635（寛永12）年令で日本人と日本居住の「住宅唐人」の海外への出国が全面的に禁止された。キリシタンでない唐人の出国も禁止されたのである。同時に長崎以外での唐人貿易が禁止され、中国船の来航は長崎1港に制限された。それまで各地の唐人町にあって貿易に従事していた中国人海商は長崎に移住するか、貿易をやめて現地で帰化せざるを得なかった。この時点で日本＝中国貿易は長崎1港に制限され、その長崎での貿易は来航する中国商船による貿易のみとなり、長崎に居住した中国人商人が直接海外に出ることは禁じられた。かれら住宅唐人は、来航する短期滞在の中国商人との貿易仲介業務、船宿、通訳として生活することになるのである。

ただしそのご出国をのぞむ中国人の嘆願により1639（寛永16）年令によって長崎在住の唐人は日本からの帰国＝出国を望む場合は、妻子とともに帰国することを許し、その後も「貿易」のために単身往来することはみとめられることとし、いっぽう長崎に妻子とともに残るものはあらためて永久に帰国および出国が禁止された。1639（寛永16）年の時点で帰国するか帰化するか唐人は選択しなければならなかった。つまり日本に居住し日本人女性と結婚し子をもうけ「住宅唐人」になることを選択した場合には日本に帰化して二度と出国できないことになる。この法令ではポルトガル人は全面的追放となったが、唐人はキリシタンではないという幕府の判断のもと、これ以後も貿易を許され、渡航してくる中国人商人は長崎市内に滞在し、帰化をのぞむ商人はその後先ほどの条件で長崎居住がゆるされた。

1639年令から50年後の1689（元禄2）年に、貿易のため短期滞在する中国人はすべて唐人屋敷1箇所収容されることになった。これは台湾鄭氏政権の清への帰順、その後の遷界令の解除、清の展海令による中国商船の長崎への寄港の急激な増加と、それにとりまなう寄港中の中国人対策としておこなわれたものであるが、長崎市内に居住していた「住宅唐人」が、収容されたわけではない。なぜなら後述するように彼らは人別帳に登録された日本人で、1639（寛永16）年に日本国籍を選び幕府も民族的区別をおこなっていない。しかしそれまで来航中国人に対する貿易仲介や船宿として生計を立てていた住宅唐人にとって、唐人屋敷への来航中国人の収容は、大きな打撃であったに違いない。そのごは唐通事として幕府から禄をうけるか、より日本のなかに帰化していくことになったと考えられる。

唐人墓の様相と幕府の唐人政策 以上のようなキリシタン弾圧とそれに対応した鎖国令とてらしあわせてみると、1623年令、1635年令、1689年唐人屋敷設置などと幕府の唐人政策は、以下のよう
に唐人墓の変遷とよく対応していることが指摘できる。

①唐人墓の出現 1619（元和5）年に唐人墓が出現するのは、キリシタン弾圧政策が長崎において次第に強化され、1620年以前に長崎市内の教会がすべて破壊されたうえで、国外から潜入する宣

教師への対策が強められていた時期にあたり、キリシタンの貿易商人（日本人・中国人・ポルトガル人・スペイン人）に対する警戒が高まった状況が背景にある。

1623（元和9）年鎖国令は中国人貿易商自身がキリシタンでないこと、あるいは棄教したことを示さなければ、それまでのように朱印状などをえて東南アジア貿易に出港することができなくなったことを意味している。鎖国令として正式に発令される以前から、出港禁止という厳しい措置を明言しなくても、各地の唐人およびその貿易船に対してキリシタン改めが強化されていたことは明らかである。そのため仏教徒であることを明示するために長崎市内への唐寺の勧進が進められ、あるいは日本寺院への帰依（深堀菩提寺唐人墓）がおこなわれて、日本に居住する意志のある中国海商は、その家をもつ場所で唐人墓の造営を行う必要が生じたものと思われる。

具体的に1619（元和5）年にどのような事態があったかは明らかではないが、最古の唐人墓である肥後伊倉郭瀆沂墓と深堀菩提寺の呉三官墓に葬られた被葬者がいずれも朱印船貿易関係者であると推定されている^{註10・11}ことは示唆的であり、李獻璋によれば^{註10}中国人海商への朱印船発給には3つの時期があり、1619年はそれまでの7～8名に与えられていた人数が、李旦と二官の2名に制限された年と指摘されている。この年に日本に居住して貿易をおこなう中国人海商にたいする何らかの政策変更があったことが暗示されており、わたくしはそれが中国人海商に対するキリシタン対策の強化をとまなうもので、かれらにあえて故郷の墓を日本につくる決断を迫るものであったと推定する。

②唐人墓の長崎集中 長崎以外の唐人墓は深堀菩提寺の呉三官墓が1619（元和5）年、五官墓が1635（寛永12）年、肥後伊倉郭瀆沂墓が1619（元和5）年、天水町林均吾墓1621（元和7）年の墓碑銘をもつ、いずれも1635（寛永12）年鎖国令の唐船長崎1港集中令以前に葬られた墓地であり、長崎以外でその後唐人墓が継続しないのは、まさにこの鎖国令以後、長崎以外の唐人町から、大多数の中国人が長崎に移住し、のこされた中国人の子孫も現地と同化したためと考えられる。幕府の政策によって翻弄される中国人海商の姿を墓地の分布とその年代がよく対応している。

③清国人墓の出現 1635（寛永12）年鎖国令以前の墓地の被葬者は、日本各地の唐人町に居住して海外貿易にも携わる商人や水夫であり明人という意識を持っているのは当然であったに違いないが、1639（寛永16）年の鎖国令以後の唐人墓は日本に帰化することを選んだ「住宅唐人」の墓か、貿易で訪れた短期滞在の中国人の墓のいずれかである。前者の「住宅唐人」は国籍でいえば日本人である^{註41}。長崎悟真寺の1-B期から1-C期の墓は、この時期の住宅唐人が、華南様式の唐人墓をつくったことを示している。いっぽう1689（元禄2）年以後の悟真寺や崇福寺の第2期の唐人墓は、墓碑の形態や碑文に以前の様式を伝えるが、墓碑の背後に切妻式の蓋石を置く形式に統一されている。これらの墓は「住宅唐人」の墓ではなく、日本に貿易でやってきてなくなった短期滞在者の中国人の墓である。じっさい唐通事となった「住宅唐人」の墓は、かならずしも悟真寺や崇福寺ではなく、長崎のほかの寺院の墓地に散在し、かられの墓は墓碑はまったく日本式の近世墓碑に変化し、墓の外周施設に半円形の形態を付加する点で、一部華南様式をのこす墓制へと変化している。

したがって悟真寺や崇福寺あるいは興福寺に残された第 2 期の唐人墓の大半は、長崎に貿易におとずれた中国人の墓であり、かられの国籍は清国である。だから清国年号を持つことは、国籍の表示としては当然といえる。日本年号を用いなくなり、形態的に統一された第 2 期の唐人墓の出現が 1689 (元禄 2) 年ごろであることは、唐人屋敷に収容された清国人の墓として第 2 期の墓が作られ、彼らの墓地として初めは崇福寺が、のちに悟真寺や興福寺が設定されたことを示している。

なぜ華南様式の唐人墓か 戦国期の唐人の生活様式を踏襲したとすれば、日本の仏教寺院に帰依し、日本式の墓碑を建てることで、キリシタンでないことを示すことも可能であったはずである。実際に長崎最初の唐人墓地は日本人が開創した浄土宗悟真寺にもうけられたのであり、深堀の菩提寺も戦国期に再興した禅宗の寺院であった。なぜあえてこの時点で中国様式の墓地を建造したのか。単にキリシタンでないことを日本人に示す以外に、そこには中国人意識、具体的には明国から渡来したという民族意識が強く表現されていると考えられる。1619 (元和 5) から 1639 (寛永 16) 年までは、日本に居住する中国人として明と日本との両属的意識が強かったものと考えられる。1 - A 期の墓は、とりわけ中国的である。

初期の 1 - A 期の唐人墓がそのように理解できるとしても、1639 (寛永 16) 年以降、日本籍を選んで「住宅唐人」となったのち 1640 (寛永 17) 年から 1689 (元禄 2) 年までの 1 - B ~ C 期の墓地が華南様式の墓を作り続けるのはなぜだろうか。たしかに 1671 (寛文 11) 年以後の 1 - C 期になると墓碑の形態に日本式墓碑の要素が入るようになり、日本式の墓碑を採用する唐通事などの住宅唐人の墓が増加してくるが、まだ多くの住宅唐人が華南様式の墓地を採用している。そのころまで日本国籍をもつ中国人として民族性を表現する必要がどうして必要だったのだろうか。1620 年ごろに日本に居住し日本人妻子をもった多くの中国人が、墓をその居住地である唐人町にもつことで日本に永住する選択をしながらも、中国人という民族性を表示する必要に迫られたのはなぜだろうか。彼らが長崎を初めとする海港の唐人町で、来航する唐人と直接交渉する立場であり、日本人と中国人を仲介する立場であったことが、中国人としての習俗を維持する必要をもたらしたと推測される。そのため 1689 (元禄 2) 年に渡航唐人を唐人屋敷に収容する政策がとられると、唐通事をのぞく住宅唐人と渡航唐人の接点は希薄化し、墓地も一部の唐通事家の墓を除けば日本化してしまうと考えられる。

7 使用年号の問題

なぜ日本年号を使うのか 坂井隆が指摘^{註15}したように、17 世紀の唐人墓には中国様式の墓地であるにもかかわらず、不思議なことにその 1619 (元和 5) 年から 1688 (貞享 5) 年まで墓碑銘に日本年号の使用例が圧倒的である (表 4)。例外的に 1645 年までは明国の崇禎年号や龍武年号が見つかるが、明国が健在な 1619 年から 1645 年においても日本年号に使用が大半であり、それ以後 1689 年まではほとんどが日本年号を用いている。1690 年代以後は干支表示に代わり、1720 年代になると清国年号に統一される。つまり 17 世紀には中国様式の墓地を用いながら年号に日本年号を用いる。こ

表4 17世紀の唐人墓墓碑銘一覽

時期区分	墓地名	地区No.	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考	
1-A期 (1619～1639)	郭濱沂墓 (肥後伊倉)		立碑A	隅切方頭 緑帯a	皇明 元和己未年仲秋吉旦 考濱沂郭公墓 海澄縣三都男国珍榮立	元和5 1619	福建省漳州府海澄縣三都出身	
	吳三官墓 (肥前深堀)		立碑A	隅切方頭 緑帯a	長崎 故兄權三郎吳君墓 慧林芳智 靈位 元和五年己未孟冬立	元和5 1619	福建省泉州府同安縣出身か？ 吳五官の兄	
	林均吾墓 (肥後天水)		立碑C	円頭	龍郡 元和七年 林均吾墓 男新作立	元和7 1621	福建省漳州府龍溪縣出身	
	謝振倉墓 (肥後伊倉)		立碑C	円頭	大明 振倉謝公墳	—		
	悟真寺	D	55	立碑C	円頭 緑帯	浙江 紹興府山陰縣 見江蘭君之墓 寛永四年立石	寛永4 1627	浙江省紹興府山陰縣出身 半円柱型の蓋石はキリシタン 墓碑の型式に類似 亀甲形の背面に円形の浅い穴 あり。蓋石は後補か。
				供物台(自然石)				
	悟真寺	I	101	立碑B	隅丸方頭	靖 寛永丁卯年八月十九日 韓次都之墓 □□・・・・・・	寛永4.8.19 1627.9.28	江蘇省常州府靖江縣？(竹内・ 城田1990)
	悟真寺	I	103	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	龍邑 寛永五戊辰歲六月一日 我諱潘君墓 考男三孫四孫立	寛永5.6.1 1628.7.2	福建省漳州府龍溪縣出身
	悟真寺	D	18	立碑C	円頭	漳郡龍邑 寛永六己巳卒於 振峯洪公墓 四月二十日巳時立	寛永6.4.20 1629.6.11	福建省漳州府龍溪縣出身
	悟真寺	M	36	立碑 C?	円頭?	浙 寛永六年七月・・・ 西安湖紹 男世・・・	寛永6.7 1629.7～8	浙江省衢州府西安縣出身(竹 内・城田1990)
	悟真寺	I	83	立碑C	円頭	龍邑 崇禎三年正月十二日 養純翁公墓 男廣仔連奇三孫立	崇禎3.1.12 1630	寛永7年 福建省漳州府龍溪縣出身
	悟真寺	I	102	立碑A	隅切方頭 緑帯a	泉郡同邑 寛永八年未十月初八日 濱廷會君墓 考男世孫五孫立	寛永8.10.8 1631.11.1	竹内・城田1990は廷を廷、世 を四の誤刻とする。 福建省漳州府同安縣出身
	吳濱泉墓 (肥前浦上)			立碑C	隅丸方頭	泉郡甫郡 寛永拾年癸酉五月二十日立 考濱泉吳先生墓 娘婿權平立石	寛永10.5.20 1633、6.19	古賀十二郎『続長崎名家墓所 一覽』より福建省泉州府出身
	悟真寺	A	50	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	江西 寛永十壹年 ■■■高公之墓 拾貳月廿日■	寛永11 1634	江西省出身 新発見
吳五官墓 (肥前深堀)			立碑D	二段頂形 緑帯a 墓耳	同邑 寛永拾貳乙亥年■■■ 錦川五官五公墓 ■■■■・・・・・・	寛永12 1635	福建省泉州府同安縣出身	
王槐南墓 (長崎西山)			立碑A	隅切方頭 火燈形	寛永一二冬至吉日 豫章肝白槐南王先生神墓 考男(略)同立	寛永12 1635	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』 墓碑形式は1—C期	
悟真寺	A	49	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	浙江 金華府寛永十五年十月十九日戌時 古塘東海郡休泉徐公墓 蘭溪縣 考男元珂五良■立	寛永15.10.19 1638.11.24	浙江省金華府蘭溪縣出身 新発見	
悟真寺	祭壇		立碑B	隅丸方頭 緑帯a	同邑 崇禎十一年 霽寰葉公墓 八月初六日立	寛永15 1638	福建省泉州府同安縣出身 緑帯はb形式に近くなる 初 報告	
1-B期 (1640～1670)	悟真寺	M	26	立碑A	龍邑 寛永庚辰歲 故考話寰郭公墓 孝女招娘立	寛永17 1640	福建省漳州府龍溪縣出身 官田1979によれば唐通事初代 穎川藤左衛門の先妻の父の墓	

時期区分	墓地名	地区 - No.	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考	
1 - B 期 (1640 ~ 1670)	悟真寺	I	82	立碑 C	円頭 方形 + 火 燈形	漳 生于萬曆己丑年五月初二■丙時 故考敬賓陳君之墓 卒于寬永十七年五月初六■	萬曆17.5 (1589)生まれ 寬永17.5.6 1640.6.25	前後の石は当初のものかどうか不明 福建省漳州府出身
	悟真寺	D	68	立碑 A	隅切方頭 縁帯 a	漳 龍 ■■十四年■ 烏雄姚隆爵の墓 寬永十八年九月十三日立	(崇禎)14寬 永18.9.13 1641.10.17	福建省漳州府龍溪県出身 蓋石は本来のものではなく、 切妻形であったと推定される。 墓耳もあったと推定される。
				供物台				
	悟真寺	I	85	立碑 E	三角頭形 (板碑型) 火燈形	大明国龍武二年 崇明縣蔡貴宋之墓 六月十一日立	隆武2.6.11 1645	正保二年 江蘇省蘇州府崇明県出身 墓碑の型式は17世紀末
				台石				
	悟真寺	F	51	立碑 A	隅切方頭 火燈形	正保三丙戌年 榮宇歐公墓 正月初六卒 考男萬祿祀	正保3.1.6 1646.2.21	歐華字の子息か。
	鄭衷爾墓 (長崎大音寺)			日本式 板碑形 墓碑	龍 邑	正保三年十一月二十日卒 頭考衷爾鄭公墓 考男久十郎庄作三藏奉祀吉立	正保3.11.20 1646.12.26	古賀十二郎『続長崎名家墓所 一覽』 宮田安1982『長崎墓所一覽 風頭山麓篇』長崎文献社 墓碑形式は17世紀後半
	悟真寺	G	45	立碑 A	隅切方頭 火燈形	龍溪下許陳村 明耿喪陳公墳 壬辰年孟冬立	承応元.10 1652.11	福建省漳州府龍溪県出身
	悟真寺	F	53	立碑 A	隅切方頭 縁帯 b	承応壬辰歲拾貳月 華宇歐公之墓 念貳日吉立 衆勸記	承応元.12.22 1653.1.21	唐人墓地創建者の一人。
				墓耳				
崇福寺	A	18	石屋形	立碑	明 明曆丙午歲 新安歙邑德光方公之域 仲春望日	明曆 2、 1656	安徽省徽州府出生 墓碑の形式は18世紀前半	
悟真寺	G	72	立碑 A	隅切方頭 縁帯 b	漳 龍 明曆三年二月十八日 我欽葉公墓 考女進娘立 男藤右衛門七兵衛立	明曆3.2.18 1657.4.1	G71号墓と外周を共有。 唐通事 2 代目頼川藤左衛門の 実父 福建省漳州府龍溪県出身	
悟真寺	D	54	石屋形	日本式板 碑形	萬治辛丑歲夏季穀旦 福城閩則發公墓 順治拾捌年男有瑞立	萬治 4、6 順治18 1661	墓碑形式は18世紀の初めまで 下るか	
悟真寺	G	71	立碑 A	隅切方頭 縁帯 b	寬文甲辰四年 歸真釋妙玄尼靈位 十一月廿二日考男藤右衛門七兵衛立	寬文4.11.22 1665.1.8	G72号墓と外周を共有。 唐通事 2 代目頼川藤左衛門の 実父の妻	
1 - C 期 (1671 ~ 1689)	悟真寺	I	75	立碑 A	隅切方頭 火燈形	鷺 島 寬文辛亥年臘月吉旦立 明故考車公之墓 考男尚辭奉祀	寬文11.12.1 1671.12.31	福建省泉州府同安県厦門出身 キリシタン墓碑を蓋石に転用
	悟真寺	I	89	立碑 A	隅切方頭 (断面三 角) 火燈形	皇 明 同安縣中在所德抗社 故考林公諱吉墓 辛亥年十二月十五日卒	寬文11.12.15 1672.1.14	福建省泉州府同安県出身 切妻形蓋石の転用の可能性大 干支の読みは竹内・城田1990 による。
	崇福寺	B	25	立碑	切妻形蓋石	明 延宝乙卯參年 玉融汝然林公之墓 仲冬初八日卒	延宝3.11.8 1675	福建省福州府福清県出生
	悟真寺	I	25	日本式笠塔婆形		丙午年三月念三日卒 何稱驥官林君之墓 考友陳善左衛門大申安左衛門	延宝4.3.23 1676	
	皓台寺具榮宗墓 (長崎市)			石屋形	立碑 A 隅丸方頭 縁帯 b	晋 江 延宝陸年戊午 故考榮宗具公之墓 正月念八日未時卒 考男具市郎左 衛門	延宝6.1.28 1678	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』
	崇福寺	B	7	立碑	切妻形蓋石	延宝己未年二月二十四日 明故考武陵長卿顧公之墓 考男諱立	延宝2.2.24 1679	
	崇福寺劉一水墓 (長崎市)			日本式 笠塔婆 形		天和貳年歲次壬戌仲冬吉旦 故考一水劉公八府君之墓 考男彭城仁左衛門宣義百拝立	天和2.11 1682	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』 宮田安1982『長崎墓所一覽 風頭山麓篇』長崎文献社

時期区分	墓地名	地区-No.	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考
	呉世恩墓 (長崎大音寺)		—	—	天和二年壬戌拾一月十三吉 先考世恩吳公靈位 先妣母親杜氏靈位 大清国江南蘇州府崑山県人考男吳先祐立	天和2.11.13 1682.12.10	古賀十二郎『続長崎名家墓所一覽』より
	悟真寺	I 95	立碑	方頭 火燈形 供物台	天和三年癸亥 歸眞順空 露 十月二十五日卒	天和3.10.25 1683.12.13	墓碑の上に別石がのるが、それは欠失
	崇福寺	B 23	立碑	切妻形蓋石	大明 甲子年十二月吉旦 北京玉明張公墓 ■■■■■■■■■■	1684	福建省福州府福清県出生
	悟真寺	D 29	立碑A	隅切方頭 火燈形 供物台	浙江温州府 ■享三年 王廷輔墓 十月十七日	貞享3.10.17 1686.12.2	年号の復元は竹内・城田1990による。
	悟真寺	I 2	立碑A	隅切方頭 火燈形	貞享丙寅年 福清楊廷楚之墓 孟冬吉旦立	貞享3.11.1 1686.12.15	福建省福州府福清県出生 墓耳幅118cm
	悟真寺	I 87	立碑A	隅切方頭 台石	福州 貞享五年 東崎林尚官 卒於戊辰年八月二十六日	貞享5.8.26 1688.9.20	福建省福州府出身
	魏一琰墓 (長崎市)		立碑	方頭 火燈形	明 承応三歲次甲午十月初九日卒 故伯毓禎魏公六府君 墓道 故孝雙侯魏公九府君 元禄二歲次己巳正月十九日卒 考男永昌 清左衛門永時 清兵衛 永昭 同百拜立	元禄2 1689	唐通事鉅鹿家の祖
第2期	崇福寺	B 9	立碑	切妻形蓋石	玉融 歲次辛未年季夏葬 瀚江于尊林公墓 壬申孟秋吉旦	1691	福建省福州府福清県出生
	崇福寺	B 10	立碑	切妻形蓋石	福城 癸酉季春立 汝蕃陳公墓 考男擢振■■合祀	1693	福建省閩侯県出生
	崇福寺	A 22	立碑B	切妻形蓋石	皇清 雍正元年季冬日 閩國學生考授州司馬世彩陳公墓 考男木本大立同立	雍正元 享保8 1723	福建省出生
	崇福寺	A 20	立碑B	切妻形蓋石	江南 大清雍正三年歲次 徽州府休寧縣子明徐公之墓 乙巳仲春初三日立	雍正3.2 享保10 1725	安徽省徽州府休寧県出生
	崇福寺	A 11	立碑A 隅切方頭 火燈形	切妻形蓋石	陽岐 歲次丙午 清待贈聲玉阮公墓 孟春穀旦 考男■■■■■■同立	1726	福建省閩侯県出生 死没年は宮田安「崇福寺の唐人墓地」による
	崇福寺	A 14	立碑B	墓丘あり	皇清 歲次丁未年三月二十日卒 候補州司馬閩中元禄林公之墓 考男■■華立石	1727	福建省閩侯県出生
	崇福寺	A 16	立碑B	切妻形蓋石	江左 享保一四年 清故處士孔疆鄭公之墓 仲春吉旦立	享保14 1729	江蘇省江左県出生
	崇福寺	A 10	立碑C	切妻形蓋石	樂邑 雍正庚戌年■■春穀旦 先考■■淑陳公之墓 嗣男道■■奉祀	雍正8 享保15 1730	福建省長樂県出生
	崇福寺	A 1	立碑B	切妻形蓋石	皇清 雍正庚戌年四月二十日戌時卒 三山峙東葉公之墓 嗣男賜立石	雍正8.4.20 享保15 1730	福建省福州府三山県出生
	崇福寺	A 2	立碑B	切妻形蓋石	三山 癸丑正月穀旦 先考國學生尚遠林公之墓 陽嗣男繼祖立	1733	福建省福州府三山県出生

()内は復元推定値

日付の換算は内田正夫編著1994『日本暦日原典』第4版 雄山閣による。

出身地は竹内光美・城田征義1990『長崎墓所一覽悟真寺國際墓地編』長崎文献社

宮田安1986「崇福寺の唐人墓」『長崎華商泰益號閩係資料』第二輯 長崎華僑研究会

れはなぜだろうか。たしかに1645年以後中国では清朝による征服事業がおこなわれ、福建などの中国東南部は明朝腹壁運動の中心地であり、1683(天和3)年まで鄭氏政権が日中貿易に覇を唱えていた。清国をきらって清年号を使わない選択はあり得たが、ならば鄭氏と同じ明国の後継政権の年号を使用するという選択もありえたはずである。しかしそれをせず、しかも明の滅亡以前からすでに日本年号を使っているのである。なぜだろうか。

住宅唐人の墓としての唐人墓 第1期1619～89年の華南様式の唐人墓の多くが、日本国内に妻子をもって居住した住宅唐人の墓と考えられることが重要である。墓地の様式に華南様式をえらぶことで、中国から貿易に來航する故郷の中国人との紐帯をしめしながらも、墓碑銘のなかで日本年号を選択することによって、日本国籍をもち幕府の法に従う「日本人」であることを表明しているのではあるまいか。横田冬彦は、「日本の領域内において中国人・朝鮮人などの民族をとわず、領域内に居住し、非キリスト教徒であり、日本語を話し日本風俗に従うものが「日本人、日本国民」とされた。その区別は宗教的・文化的なもので、人種や民族の観点にもとづく「国民」概念とは異なるものである」、とする荒野泰典の見解^{註42}をひき、当時の江戸幕府の鎖国政策の基調を要約して、幕府の政策は居住地国籍主義であるとした^{註39}。つまり日本の国内に家を持つすなわち住居を構え妻子をもち永続的に居住するものは、その出身が中国人、朝鮮人、あるいは西欧人でもキリシタンでない限り日本人とみとめ、日本人と同じように扱うのが江戸幕府の態度であった。したがって、長崎に居住して妻子をもって家を構え、そこで中国との貿易に従事することを選んだ中国人は、幕府の政策に従って「日本人」であることを選択しなければならず、その意思表示の一つが墓碑における日本年号の使用であると考えられる。

おわりに

本稿の結論を簡単に要約すれば、長崎を中心に九州各地にのこる華南様式の唐人墓のうち、第1期(1619～1689年)の唐人墓は、日本に帰化した住宅唐人の墓であり、かれらのその後の墓は長崎の唐通事家の墓にみられるように、基本的に日本の近世墓碑に同化する。第1期の墓の変遷はその成立と変容の過程をたどることができるが、1689(元禄2)年の長崎唐人屋敷の開設後は、日本化が急速に進む。

いっぽう來航が多くなった1689年以後の第2期の唐人墓は、長崎貿易に來航した清国人の墓である。本来第1期の墓とはその性格が全く異なっている。したがって第1期の墓の子孫が葬られることはない。ただ民族的には中国しかも同郷の福建省からの來航者が多く、墓の形態は第1期の形態の系譜をひく。

17世紀の第1期の唐人墓と、18世紀以後の第2期の唐人墓は考古学的な形式と系譜関係は連続しているが、被葬者の系譜や国籍や立場は全く異なっている。第1期の唐人墓の子孫の墓は日本人の墓制に同化していくのに対し、子孫をもたない男性ばかりの第2期の墓は、幕末まで同じ形式が用いられていく。

謝辞 なお本稿は日本学術振興会2014～16年度科学研究費助成基金基盤研究C「日本近世の外來系墓碑の変容過程に関する基礎的研究」研究成果の一部である。本稿の作成にあたり、資料の閲覧、調査について、長崎県歴史文化博物館、悟真寺、菩提寺、玉名市教育委員会には特にお世話になりました。また悟真寺調査に参加された、大石一久、李桓、市川浩文、別府大学の院生、学生諸君にとくに感謝します。写真資料を提供していただいた、三谷鉾平、橋口巨両氏に感謝します。

註

- 1、大庭康時2006「博多の都市空間と中国人居住区」『港町のトポグラフィ』（シリーズ港町の世界史2）青木書店。同様な状況は沖縄でも見られる。琉球王国の形成に際し重要な役割を担ったとされる久米村の閩人三十六姓の中国人についても彼らの墓地は特定されていない。
- 2、琉球も例外ではない。沖縄県に分布する中国様式の墓地である「亀甲墓」も最古例は1680年代に出現する。那覇市教委文化財課編2007『銘苜古墓群』（那覇市文化財調査報告72集）、
- 3、司馬江漢1794「西遊旅譚」『江戸長崎絵紀行』1992 国書刊行会
- 4、江戸時代のオランダ人墓や唐人墓に関する記録については、平岡隆二2012「出島商館長デュルコーブ墓碑について」『日本キリシタン墓碑総覧』南島原市教委から学んだ。
- 5、古賀十二郎「長崎名家墓所一覽」「続長崎名家墓所一覽」（未刊ノート）長崎歴史文化博物館蔵
- 6、増田廉吉1941「長崎に現存する帰化唐人の墓」『掃苔』10-2 東京名墓顕彰会
増田廉吉1941「帰化唐人魏氏の墓」『掃苔』10-6 東京名墓顕彰会
- 7、渡辺庫輔「投化唐人墓碑録」（未刊ノート）長崎歴史文化博物館蔵
- 8、古賀十二郎と渡辺庫輔の記録は極めて詳細で、場合によっては墓碑のスケッチや平面配置図が付記されており、なかには原爆によって焼失した浦上所在の寛永年間の唐人墓や福濟寺の墓碑が含まれており、きわめて貴重な資料である。
- 9、宮田安氏の研究として、宮田安1979『唐通事家系論攷』長崎文献社、宮田安1982『長崎墓所一覽 風頭山麓編』長崎文献社、宮田安1986「崇福寺の唐人墓地」『長崎華商泰益号関係資料』第二輯 長崎華僑研究会、宮田安1987「興福寺の唐人墓地」『長崎華僑史稿（史・資料編）』第三輯 長崎華僑研究会があり、悟真寺の唐人墓については、竹内光美・城田征義1990『長崎墓所一覽 悟真寺国際墓地編』長崎文献社がある。
- 10、李猷璋1991『長崎唐人の研究』親和銀行
- 11、中島楽章2009「有明海の福建海商」『日本歴史』736 吉川弘文館
- 12、中島楽章2003「16・17世紀の東アジア海域と華人知識層の移動」『史学雑誌』113-12 史学会
- 13、佐々木綱洋2009『都城唐人町』（みやざき文庫60）鉾脈社
- 14、伊倉謝振倉墓については
田添夏喜1977「玉名市伊倉中尾山法恩寺と振倉謝公墓」『熊本史学』50 熊本史学会
田添夏喜1985「本堂山遺跡」『滑石小路箱式石棺 本堂山遺跡』（玉名市文化財調査報6）玉名市教委
旧天水町林均吾墓については、
荒木隆宏2014「林金吾墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外來墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 15、坂井隆1996「港市長崎の考古学」『東南アジア考古学』16 東南アジア考古学会
坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会
- 16、日本の唐人墓と類似する墓は、浙江省では「椅子墳」、福建省や台湾では「亀殻墓」と呼ばれており、ここでは華南様式の墓地、文脈によっては唐人墓と呼ぶ。
何彬1995『江浙漢族喪葬文化』中央民族大学出版（北京）
周星（何彬・小熊誠訳）1996「椅子墳と亀殻墓」『南島文化』18 沖縄国際大学南島文化研究所
何彬2013『中国東南地域の民俗誌的研究』日本橋報社
また亀殻墓については19世紀末のオランダの東洋学者デ・ホロートが、風水思想研究の一環として墓地調査をおこない、福建省南部の墓地として報告している（『中国の宗教制度』第3巻）
- 17、田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外來墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部

- 18、風水思想とは「人が居宅・墳墓を築造するにあたって、予定地点の環境を形成している大地自然の形・勢や方位、流泉の有無、地表下の靈気の優劣・吉凶などにおける陰陽調和の適否を判断し、好条件をそなえた勝地を求める理論と方法の体系。地中に流通する精気が水によって限られ、風によって散らぬ地点すなわち藏風得水の良地に住宅を建てるか墳墓を営めば、生者は至福を得て、死者は安らぎを得て、子孫は福寿を受けることができるとする」思想（牧尾良海）。
- 19、松原典明2012『近世大名葬制の考古学的研究』雄山閣
- 20、デ・ホロート『中国の宗教制度』1892～1910（英文）
- 21、田添夏喜1985「本堂山遺跡」『滑石小路箱式石棺 本堂山遺跡』（玉名市文化財調査報6）玉名市教委
- 22、何彬2013『中国東南地域の民俗誌的研究』日本僑報社
- 23、橋口亘2014「鹿児島県南さつま市坊津町泊の唐人墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 24、三谷紘平2014「黄檗宗の墓地」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 25、儒教様式の墓が1660年代に水戸徳川家、岡山池田家、豊後岡藩中川家などに大名墓地として採用されていくが、当時の長崎で実際に築造されていた華人の墓の影響を受けたと思われる墓は、中川家の墓所のみで、ほかの大名墓は、墳丘に墓碑を建てる中国北部ないし中部の様式と一致しており、『朱子家礼』などの需書の解釈から模倣された墓地様式と考えられる。これについては註19松原2012文献を参照。
- 26、福島駿介2007「建築学から見た銘苅古墓群」『銘苅古墓群』（那覇市文化財調査報告72）那覇市教育委員会
- 27、田中裕介2014「長崎市悟真寺の唐人墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 28、黄檗宗僧侶墓地と儒教墓については長崎経由で伝わったことは確かであるが、系譜が異なり、同一の形式変化をたどらないので、資料の蓄積をまって考えたい。
- 29、田中裕介2016「長崎市深堀菩提寺の唐人墓」『史学論叢』46 別府大学史学研究会
- 30、田中裕介2014「熊本県玉名市の唐人墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 31、古賀十二郎「続長崎名家墓所一覧」（未刊ノート）長崎歴史文化博物館蔵
- 32、李桓2014長崎における唐通事の墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
- 33、宮田安1986「崇福寺の唐人墓」『長崎華商泰益號関係資料』第二輯 長崎華僑研究会
- 34、宮田安1987「興福寺の唐人墓地」『長崎華僑史稿（史・資料編）』第三輯 長崎華僑研究会
- 35、小葉田淳1976『金銀貿易史の研究』法政大学出版会
- 36、鹿毛敏夫2011「中世『唐人』の存在形態」『アジア戦国大名大友氏の研究』吉川弘文館
- 37、中村質1973「近世の日本華僑」『外来文化と九州 九州文化論集二』平凡社
- 38、平戸在住の李旦や鄭成功の父鄭芝龍も洗礼名を持っていたといわれる。
奈良修一2016『鄭成功』世界史リブレット042 山川出版社
- 39、横田冬彦2011「混血児追放令と異人遊郭の成立」『異文化交流史の再検討』平凡社
- 40、李献璋1991『長崎唐人の研究』によれば、日本在住の中国人海商による朱印船貿易は、平戸に居住した李旦の1624（寛永元）年台湾行朱印状が最後である。1623年鎖国令は、日本に居住した中国人海商による貿易を事実上禁止し、海外からやってくる中国船による貿易のみに制限された可能性が高い。
また1624年には鄭芝龍が妻子を平戸に残して台湾に移っており、この鎖国令によって、日本に居住した中国人海商による貿易活動に制限が加えられた可能性が高い（林田芳雄2010『蘭領台湾史』汲古選書56汲古書院）。
- 41、長崎に妻子をもち、その家を継承し、宗門人別長に登録されて日本社会の一員となった中国人とその家系は、日本側から「住宅唐人」とよばれたが、国籍的には日本人である、との指摘は以下の文献を見よ。
松井洋子2010「ジェンダーから見る近世日本の対外関係」『近世世界の成熟』日本の対外関係6 吉川弘文館
横田冬彦2011「混血児追放令と異人遊郭の成立」『異文化交流史の再検討』平凡社
- 42、荒野泰典2004「近世日本の国家領域と境界」『歴史学の最前線』東京大学出版会